

第三十八回国会 通信委員會議議録 第三十一号

昭和三十六年五月十七日(水曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 山手 満男君

理事 秋田 大助君 理事 大上 司君

理事 上林 榮吉君 理事 佐藤 洋之助君

理事 廣瀬 正雄君 理事 松前 重義君

理事 森本 靖君

大高 康君

志賀 健次郎君

羽田 武嗣郎君

星島 二郎君

安宅 常彦君

田邊 誠君

松井 政吉君

谷口 善太郎君

出席國務大臣

郵政 大臣 小金 義照君

出席政府委員

郵政事務次官 森山 欽司君

郵政事務官 (大臣官房長) 荒巻 伊勢雄君

郵政事務官 (大臣官房電氣通信監理官) 松田 英一君

委員外の出席者

日本電信電話公 社総裁 大橋 八郎君

日本電信電話公 社副総裁 横田 信夫君

日本電信電話公 社理事 (経営調査室長) 秋草 篤二君

日本電信電話公 社理事 (技師長) 米沢 滋君

日本電信電話公 社職員局長 本多 元吉君

日本電信電話公 社営業局長 大泉 周蔵君

日本電信電話公 社理事 (運用局長) 山下 武君

日本電信電話公 社理事 (計測局長) 伊藤 誠君

日本電信電話公 社理事 (施設局長) 平山 温君

日本電信電話公 社保安局長 黒川 廣二君

専門員 吉田 弘苗君

五月十六日

委員長 谷川 峻君 辞任につき、その補欠として 馬場 元治君 が議長の指名で委員に選任された。

同月十七日

委員 成田 知巳君 辞任につき、その補欠として 安宅 常彦君 が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

公衆電氣通信法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七号)

○山手委員長 これより會議を開きます。公衆電氣通信法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。質疑の通告がありますので、順次これを許します。

○受田委員 定足数がおそろいのようですから、ごく簡単に、そしてポイントをお尋ねをさせていただきますと思います。

このたびの公衆電氣通信法の改正案につきまして、私、いろいろの資料をお出しただいておきますので、一通りこれを見させていただいたものであります。同時に提案理由の説明その他を通じて改正の要点を伺ったのであります。ここです。明らかにしておきたいことは、このたびの改正の趣旨が、料金の合理化ということに一応の重点がある。この料金の合理化をはかる前提に何かあるかということをお尋ねしたいのであります。

最初に、料金を合理化するというところ、この言葉ははなはだデリケートな中身も含まれておると思うのであります。合理化という言葉は料金を高くする分も安くする分もあるけれども、おおむね料金を現在の料金よりはできるだけ安くする方向に持っていきたいという意味の合理化か、高い方向にいくことがあつても合理化という名前は恥じないものであるという前提に立っておられるのか。その点をまず明らかにしていただきたいのであります。

○大橋説明員 お答え申し上げます。このたびの料金の合理化の問題は、ただいま御指摘の通り、全く増収をはかるためでもなく、また減収をはかることを目的とする合理化でもございませぬ。大体の目標は収入が現在の水準を維持するという前提のもとに合理化をはからんとする趣旨でございます。

○受田委員 現在の水準を維持するということは、その中に高いものでも

き、また低いものもできる、けれども平均をしたら現在と同じ立場の料金になるという意味ですか。あるいはほかに何かの要素が入りますか。

○大橋説明員 ただいまお話しのように、合理化でありますから、どこを調整するといふ意味が自然含まれるわけでありまして、安くなるものもあり、幾らか高くなるものもある。それを全体平均すると、総額において従来よりも高くはならない。しかし結果においては、今度の案では事実においてむしろ幾らか安くするということになっておりました。三十億ほどの減収を覚悟して実は今度の合理化をはかったわけでございます。

○受田委員 その三十億の減収というものは何を根拠にしてそういう数字をお出しになったのか、その数字の根拠を明瞭にしたいと思ひます。

○大橋説明員 このたびの合理化のおもなる点は大体三本あると思ひます。一つは、自動ダイヤルによる市外通話の料金は距離別時間差法という新しい方法によつてこれを計算するということが一つであります。また従来の三分制度と称せられる料金のやり方を、手動については三分・一分制に改めるといふことが一つであります。いま一つは、距離の測定の方法が従来の方法はだいたい旧式な方法であつたのであります。このたびは新しいグループ、グループ間の直線距離によつてはかるといふ方法でやる。大体この三つのやり

方が今度の根幹になっておるわけでありまして。その結果をいたしまして、自然従来と違つて個々に当たりますと、従来よりも幾らか高くなるものもあり、幾らか安くなるものもある。全体を調整すると、大体目途とするところは従来とあまり変わらないように思ひます。しかしながらこれの調整をはかつていく上において、できるだけ加入者の便益になるように、御不便にならないようにということを考える結果、自然幾らか低目に調整しようと思ひます。ですから、三十億の減収になるということとあります。

なお、こまかい点に御説明がわたりますから、局長から説明させます。

○大泉説明員 ただいまの三十億の根拠でございますが、これは三十四年度の決算の数字をもとにしまして、ただいま總裁から御説明申し上げました距離の測定方法を改めることによる計算、並びに三分・一分制に改めることによる計算、距離別時間差法による計算を全部やつてみました結果、約三十億の減収になるという計算が出たものでございます。

○受田委員 三十億の減収ということ、電電公社の独立採算制をとらうとする立場上、どういふ意義を持つものであるか。

○大泉説明員 三十億というものの経営上持つ意味でございますが、この点につきましては、私たちにも三十億といふのは決して少ない金額ではないと思ひます。今度の調整にあたりました

も、できるだけこのような減収にならないように努力したのでございますが、しかしこのような新しい体制は、近代化のためにぜひ必要である、利用者の皆さん方に納得していただかなければならない。こうなるとどうしてもそこに調整を必要とする結果、やむを得ず生じた金額でございますが、翻つてこれが将来の経営にどのような悪影響を及ぼすかを考えてみますと、この新しい制度は近代化に即応するものでありますので、設備の簡素化というものはかられ、また利用者にとって非常に便利に制度にもなりますので、利用の面においてまた増加をはかり得るといふこと等から、これは将来にわたつて経営上悪影響は及ばないという工合に判断した次第でございます。

○受田委員 料金の合理化にあつて問題となることは、今回の改正の重要な点である距離的な時間差法の採用、三分・一分制の採用等と兼ね合わせて問題になりますことは、電電公社の経営上の問題として、独立採算の立場から、その利用者、現に上げている電電公社の利益というものを還元するといふ考え方が、どの程度採用されるかという問題が一つあると思つておる。今回の料金合理化に、今後の電話施設の拡充強化のために必要とする経費の一部が計上されておるといふことになると、また問題が別にあると思つてございしますが、その点を御答弁願います。

○大泉説明員 電話の収入というものは、ある意味において加入者に何らかの還元を考へなければならぬというお話でございますが、私どもは、現在のところつかない電話が八十五万もたまっておる、あるいは即時化が要望さ

れておるけれども、待ち合わせ時間の多い通話がたくさんあるという現状のもとにおきましては、まずもつてつかない電話を解消する、即時化を進めるというところに、このような収入を上げて持つていくべきだといふ工合に思ふ次第でございます。

○受田委員 不足しておる電話の補充を急ぎたいという趣旨から、料金の中に、次の加入者の便益、一般国民へのサービスの意味の設備資金の一部負担をするといふことは、原則的に見て正しいといふ行き方をおとりになつておるのか。原則的にはそういう資金は別に電電公社が収入の増加とか、あるいは電電債券の発行とか、国の借入金とか、そういういろいろな方法をとつてやるべきものであるというお立場をとるのか、原則論をはつきりしていただきたいと思ひます。

○大泉説明員 まず第一番に、現在の加入者の利益になる部分がどのくらいあるかといふお尋ねでございますが、建設資金の中で、現在の加入者の利益になる部分に向けられておるものは幾らかといふことで計算いたしますと、土地によつて違ひますが、おおむね六〇〇程度ではないかと思はれるのでございします。と申しますのは、たとえば自動式に改めるとか即時化するとか、あるいは区域を合併するとか、いろいろな工事がございしますが、このような工事を全部合わせますと、おおむね六〇〇程度前後でございます。しかればこのようなものをどこから調達するかといふことになる、私どもは、できるだけ加入者の負担にならない範囲で資金を調達することは、できるだけ努力すべきものと思ひますが、しかし現

在の体制でいきまして、大体電話というものは現在の加入者の利益になつてゐる部分も相当多い現状からいいますと、電話料金の特性から、現在程度の料金水準は正しいものではないか、しかしできるだけ加入者の負担を減らすように将来とも努めなければならぬといふことにつきましては、その考え方で進めていきたいと考えております。

○受田委員 私が問題にしてゐるのは、電電公社にはすでに相当の事業収入が計上されているわけですから、現に約五百億ですか、その程度の収入がある。この収入があるにもかかわらず、その収入をもとにして、別に今申し上げたようないろいろな資金源の調達方式があるにもかかわらず、料金の上でその加入者に対して一部負担をさせるという方式は、原則的に間違ひではないかといふことを今お尋ねしておるわけ

です。

○大泉説明員 この問題に關しましては、実は前国会の拡充法の御審議のときにも御意見が出たかと思つてございしますが、その際にも、昭和四十七年度までの全体の概算でございますが、資金計画を考へてみましたときに、現在の料金水準で全部を計算してみても、おかつこれくらいの資金が必要であるから、従つてこの部分を加入者の方々に御援助願ふといふことを御説明申し上げたと思つてございします。従ひまして、昨年度から、大体長期的に見まして、現在の料金水準を維持することによつて長期の計画目標は達成できるわけでございますが、私どもは現在の五百億の収入、これはその年の景気

があるものと思ひますが、この水準をもつてすることによつて初めて長期の計画目標が達成できるものと考えておる次第でございます。

○受田委員 長期計画のうちで、現に進行中のものは第二次長期計画です。ね、その過程においていろいろの御議論がなされた。しかしながら、すでに第三次長期計画といふものがあつたので用意されつたものと聞いておるのです。その第三次長期計画に、やはり今の第二次の過程における議論がそのまま波及するといふお立場をとられるわけですか。

○大泉説明員 実は前国会のときの御議論のときのこちらの答弁は、第三次、第四次計画を通じました資金を考へて申し上げたのでございまして、その際の議論はたしか現在の考え——昭和四十七年度末の一千六十万という加入目標を達成するについて二兆円の資金が必要である。その前提に立つて現在の料金水準をそのまま維持して、なおかつ拡充法として、一加入者平均十万円程度の御援助を願わなければならぬ、こういう御説明を申し上げたものと思つております。従ひましてこの計画は今後ふえることこそあれ、減らないといふことはまず見込みないので、私どもは現在の料金水準はぎりぎりの線ではないか、こう考えております。

○受田委員 私がこのたびの電電公社の法律案改正に対する要望点について基本的には共鳴している点は、文明国らしく電信電話施設の機械化といふこと、これは私は原則として賛成しま

す。その賛成をする私たちの立場から見ても問題になるのは、それを進行させようとする場合には、もう一つ途中で大事な問題が起ることは、おおむねオートメーションの進展とともに、これに配置されている職員との関係が起つてくるわけなんです。この要員といふことについては、交換要員が最も重大な立場に立つわけでございますが、手動から自動に変わつていく、そういう機械化が進んでいくことによつて、人手がだんだんと必要でなくなる。またある一点に集中されたセンターができることによつて、その周辺のものがそこへ集められる、こういうような作業が行なわれるわけなんです。このことに関して、今現に配置されている交換要員を中心の新しい計画に並存させる立場をおとりになろうと思つておるのか、その点を御答弁願ひたいと思ひます。

○伊藤説明員 長期の要員の取り扱いにつきましては、お尋ねでございますが、具体的に数字につきましては、目下第三次五カ年計画——これは昭和三十八年度から四十二年までに至ります計画でございますが、その作業中でございまして、従ひまして具体的な数字につきましては、今お答え申し上げただけの資料ができておらないのでありますけれども、ただ私ども、将来の方向がどうなるかといふことにつきまして、一応の見通しをつけておるのでございします。それによりますと、先ほども話が出ましたように、従来の考え方によりますと、昭和四十七年におきまして大体一千六十万くらいの電話になるだろう。今日現在におきまして約三百六十万くらいありますので、この三倍く

で電話がふえないかと申しますならば、さらにそれ以上にふえるだろうというふうに考えておるのでございます。従いまして、第四次が終わりまして、電話事業といたしましてはさらに次の計画を立てていく必要があるだろう。ただ第四次と申しますか、昭和四十七年度を目標にいたしましたのは、現在におきましては、申し込まれても電話がつかない、あるいは市外通話も待ち合わせがずいぶん多い、こういう状態を四十七年度に解消いたしました。その後は待ち合わせもなく、あるいは申し込まれたらすぐにつくような状態でどんどん電話が伸びていくようにいたしたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○愛田委員　この電話の増設計画などというものは、いわゆる再軍備の長期防衛計画などと比べて、見通しがある程度つくわけなんです。防衛計画などというのは国際情勢がどうなるかなどという論議で、なかなか策定が困難であるという事情も一応うなずけるのでありますけれども、あなたの方の事業をされていることは、そう国際情勢で変わるものじゃない。だから一通りの目標は今立てられる。その目標が立てられ、それに対する具体策がある程度立てられるとなりますと、そこでこれに配置する要員の問題も同時に考えていかなければならないというはつきりした線がある。長期防衛計画のように、どれだけ人員をふやし、装備をふやすかという問題とは違って、もつとはつきりした線であなただの方の立案はできると思うのです。

そこで、その立案をお伺いする前にもう一つ問題は、先ほどから人員配置

の点で具体的な御説明もありましたけれども、現に磁石式の局がだんだんふえて、共電式の局がだんだん減っていくというこの段階で、そういう設備の機械化という形に伴うて新しい要員を必要としないという原則をとっておられるのか。たとい磁石式局になっても作業に新しい要素が入って実際の事務量というものはふえておって、実際には現在でも毎年少しづつその要員をふやすべき段階に立っていると判定されるのか、このことを伺いたします。

○伊藤説明員 公社全体といたしまして考えますならば、かりに自動化あるいは自動即時化が進みましても、公社全体としての要員はふえていくだろうというふうに私も考えております。

○受田委員 それを現にふやしておられますか。つまり、機械補充に伴う要員増というものは具体的にふやしておられますか。

○伊藤説明員 現在までの実績では毎年ふえております。

○受田委員 そういふ補充に伴う要員充足というものは、公社の算定された形で充足されておりますか、あるいは算定された数字に足りない形で充足されておりますか。

○本多説明員 ただいまお話のございました点にお答え申し上げますと、一つの局を単位にして考えますと、自動化等によって交換要員等は減って、機械の保守関係をする者がふえる、あるいは営業関係の人間がふえる、そういうふうな現象になっております。全体的に申し上げますと、これは先ほど計画局長が申し上げましたように、要員としてはふえている状況でございます。それからもう一点の、公社が考えて

おるような数字でふえているかというふうなお話でございますけれども、さっきの御質問の趣旨がはっきりいたさぬ点もございまして、必要な人員は私どもの考えで配置いたしておる、かように考えております。

○受田委員 公社の職員の給与というものは、御存じのように予算上給与総額というものがきめられていく関係上、大蔵省がその査定をしないといふ要員を満たすことはできないわけですか。そういう点において、電電公社から要求された通りに大蔵省が給与総額の中に定数を割り込んでくれているかどうかという問題が派生するわけなんですか、そのことを一つ。

○本多説明員 私どもの大蔵省に要求した数字とはこれは違った数字でございますが、これは私どもの方の仕事の自動化、あるいは機械化等、能率の増進ということを考えますと、予算上認められて数字で、たとえば本年を例にとりましても、なかなかむずかしい点もございまして、十分これはやっております、かように考えております。

○受田委員 本年度の公社が要求された額と人員と、実際に大蔵省が査定した額との間には一致した結果が出ておるのか、あるいは公社が要求した数字よりはる大蔵省で割られた結果が出ておるのか、お答え願います。

○本多説明員 その数字は、公社側が要求した数字よりも少ない数字でございます。

○受田委員 そうすると、公社は設備補充に伴うて相当の人員増加を要求している。要求した数字が割られておるということになれば、満足した定数が

現在与えられておるといふわけじゃないですわ。公社の要望よりも低い線が出ておるといふことになる、はつきりここに、公社の要求している設備補充に伴う要員充足という姿がある程度縮められた結果にされておる、大蔵省の圧力によって下げられておるといふ現象になっておられますか。

○横田説明員 お話のごとく、われわれが大蔵省に対して予算要求いたしました当初の要求人員に対して、人員については絶対的な拘束があるわけではございませんが、結論的に給与総額の算定基礎になった人員がわれわれが要求した人間より減ったことは御指摘の通りであります。ただわれわれの方

も、要求にあたりまして、また大蔵省との話し合いにあたりまして、郵政大臣、そのほかの御努力もいただきまして、われわれが絶対にこれではだめだというところまでは譲ってない、そういうふうな御承知願います。

○受田委員 郵政大臣の御努力でぎりぎりのところに確保してあるというよりな意味に御答弁はなっているのです。しかし公社としては一応の目標はこの程度の要員をほしい。もちろん給与総額から要員が自然に割り出されるのですから、結果的には要員になってくるわけですが、公社は現在策定されている数字よりは給与総額において高いところに希望しておったのだ、しかしながらぎりぎりのところの後退したのだということになると私は思うのです。そうすると、今局長さんの仰せられた電電公社の職員の要員と設備補充に伴う事務量とは全く満足の状況にあるという御答弁は修正をさるべきであって、残念ながらぎりぎりのところ

まで後退せざるを得なかったという結果である、かように了解してよろしいかどうか。また御指摘のあった点につきましてはわれわれ要員を要求する場合は、補充設備についての必要人員のほかにはサービス等、いろいろな面において補充していききたい、それから今より以上の程度に上げていきたいといういろいろな要素が含まれておりますので、そういう問題の中でどういう問題は次年度に延ばしていき、将来の問題に延ばしていき、というように一々の話し合いになりまして、結局、それでは今のこのように補充について必要な人員はこまめに確保していき、というところになるわけでありまして、これをぎりぎりまでやむを得ず応じたという言葉でなくて、われわれもこれでわれわれとしての予定のことは一応できるというつもりでやっております。たわけであります。昨年は約五千数百名、本年度は八千数百名の増員をいたす、こういうふうに相なったわけであり

○受田委員 本年の八千数百名に例をとります。公社としては当初給与総額からとれただけの要員を割り出して要求されたのでしょうか。

○本多説明員 一万四千でございます。

○受田委員 一万四千と割り出した数字で八千余名となりますと、六千名近いものが割られたという結果ですね。

○横田説明員 先ほど申し上げましたような意味で、まあ割られたというわけか。削減でしようけれども、われわれと大蔵省とのいろいろな折衝の末、こういう結果でやっています、こういうことにな

なったわけでありまして。

○受田委員 私は、六千名という大量の要員が公社の要求より減らされたということになる、公社の計画全体から見たときに六千名分の事務量というものが他の人々に転嫁される、これは公社全体のお立場から言ったならば遺憾な結果であるということになるわけですね。

○横田説明員 われわれの努力し得る範囲でこれはやる、われわれとしても話し合いの末、そういう結論に達したわけでありまして。

○受田委員 話し合いの末達したわけでございますけれども、実際は公社としてははなはだ不満足な結果であったというところ、それから私が今申し上げた六千名分が、公社の当初の計画によるならば他の人々にその分だけ負担が多くなるという結果になる。公社の当初計画を策定したことから、結論として私が申し上げた点を御答認に相なりますかどうか。

○横田説明員 私が申し上げましたのは他の人に非常な無理な労働をかける、今この人員で何とかやっていると、今この人員で何とかがやっていると、今この人員の最終の結論を承諾したわけでありまして。

○受田委員 問題は、交換要員はだんだん機械化が進むことによって減ってくる、そうすると別に保守要員というものが必要であるというふうなことに大ざっぱに言えばなるかと思うのです。そういう場合に、その保守要員に該当する部分を実際に充足しているかどうか。現にいろいろな技術革新に伴う設備について実際にその方へ要員が配属されているかどうか。どこかのメーカーにそういうものをやらしておる

というよりなことになるのであるのではないか。こういう点も念のために伺いしておきます。

○横田説明員 保守等におきましても必要な人員は確保いたしておるつもりであります。

なお、われわれの仕事で請負にさしおける点があるかどうかというお尋ねであります。建設関係については相当部分請負に出ております。保守関係につきましても、特別な場合に請負に出る場合がございます。たとえて申しますならば、急に非常に大きな事故があつて、相当大きな範囲において障害が起つたというような場合の障害修理というものは請負に出しておるわけでありませう。

○受田委員 従来そうしたメーカーにやらせないで、電電公社にも技術者がたくさんおるわけでございますので、電電公社のそういう作業に従事する技術者によつてまかなうべきかという形であつたのではないかと申すのです。従来から電電公社の技術職員によつてなされた仕事を、そうした請負に回されておる部分が、だんだんとふえていく傾向にあるかどうか、これも一つ……。

○横田説明員 建設の請負関係においては大体横ばいで、幾分建設の請負のパーセントはふえておるかと思ひますが、そう大したパーセンテージのふえ方ではないと思ひます。保守関係につきましても、特にこれを意識的に請負にしておるという問題でなくして、先生もよく御承知のように、最近のいろいろな機械につきましても、だいたいは精巧になつて参りまして、いわゆるパートでかえていく、個々の部品を

一々修理するのではなくて、一つのコンパートメントになったもの、その全体を取りかえていく、こういうような傾向になるのが世界の傾向ですから、そういう意味で、そういうコンパートメントになったもので、われわれの工作工場に不適当なものがあれば、それは直接メーカーの方で取りかえていく、こういう傾向は、やはり今後の設備近代化の場合には、世界の傾向として、だんだんふえていくのじゃないかという事はいへると思ひますが、特に意識的に保守部門について請負をふやすということはないのでございます。

○受田委員 ここで新しい問題が起つてくるわけでございますが、現状がそういうところだ。さらに将来の問題として、私たちが懸念しますことは、そういうものがだんだん請負などに転換されて、電電公社の技術職員が行なつてきた分野が侵されるという形に進んでいくのじゃないか、こういう懸念が起つてきたわけですから、特に四十七年の末を目標とした一千万をこえる電話の拡充というような段階になつてきますと、その機械化、設備の修理、こういうものに電電公社以外の、部外の人たちの力というものをどうしてもかりなければならぬという時期がくるのじゃないかという心配をしておりますが、私の懸念は単なる杞憂にとどまるものであつて、懸念の必要なしと断言できるかどうか、一つ……。

○横田説明員 保守の部門で、直接従業員の保守していく部門がだんだん減つて、保守の人員もだんだん減つていくのじゃないかという御懸念のようでありませうが、こういう点は、私はそういう懸念はない、こう考へてお

ります。ただ保守の態様が今までと今後幾分違つてくる面は、機械の進歩によつて当然出てくるだろう。これは先ほども申しましたように、その現場で一々修理するということの場合がなくなつて、コンパートメントでかえていく、こういうようなことは起こりますけれども、それにしてもこれだけ大きな設備の拡充をいたすのでありますから、われわれの直接の従業員がやる部門は、保守の人間全体としてはだんだんふえていく、そういう意味で保守の従業員もふえていく、こういうふうにわれわれは考へております。

○受田委員 郵政大臣、きよりは予算委員会にお呼び出しを受けておられるので、大へんお気の毒にもここへ御無理を願つたわけですから、この機会に大臣に伺いたいと思ひます。大臣の御尽力の話が先ほどからたびたび出たのですが、大臣として、この電電公社の要員確保という方針に基づいて、どのようなお考えをお持ちおられるか。今、電電公社の現場の職員の皆さんが懸念しておる問題も、私よく聞いておりますし、また公社側の御所見も、いろいろな機会において伺ひをして、私としては、この公衆電気通信法の審査にあたつては、別にためにするといふような考え方でなく、現場の職員の皆さん、それから経営されておる公社側の意見というふうなものを真剣に聞いて、現にその職にある人々が満足しているような形でオートメーションが進化するという、そういう姿を私は希望しているわけです。だから非常に建設的な立場でこの問題を考へておるのでございますが、大臣とされましては、公社の職員の充足が、

先ほど当局の御答弁のごとき、予定された数よりも六千名も減つておるといふような現状、これが毎年繰り返されていき、しかも技術革新に伴ういろいろな設備上の修理などを含んだ仕事に、他の分野からこれに手が入るといふようなことになつてくると、たとい副総裁が御答弁されたように保守要員は一切整理しない、こう仰せられても、時代の進退という形が、そういう請負業者の技術が著しく進んできて、ある一定の金額で簡単に仕事が運ぶといふようなことになると、請負業者に一括してその部分は頼むといふようなことに、ついながら傾向になりはしないかと思ひますが、大臣としては、この要員確保の問題と、そして今後におけるそうした職場の分担等において、ある程度、きわめて極限された配置転換はやむを得ないとしても、一応現におる職員には、その現任期間というものは保障されるというふうな立場で、あなたは電電公社を監督されて、また予算措置について御努力されておるかどうか、一つお答え願ひたいと思ひます。

○小金国務大臣 まことに建設的な御意見を拝聴いたしました、私も感謝いたします。要員の確保は、これは事業のもとでございます。いかに機械化し、またオートメーション化して参りましたも、そのオートメーションのものをなすものはやはり人間でございますから、電電公社においてもその点には十分注意いたしております。具体的に御指摘になりました、新たな要員の獲得につきましても、予算編成または事業の計画を作るときに、人数なり金なりというものは、特別の場

合を除くほか、政府予算また会社の計画にしても、どこがだれがやりましても、計画通りにはなかなか実現いたしません。そこで、ぎりぎりのところでやつていける数はどのくらいかというやうなところを勘案いたしまして、今年の予算並びに要員の数を決定していただいたのであります。その点は事業の運営と今後の拡充、整備に欠けるところが無いと私も考へましたので、これで私は国会の御審議をお願いしたやうな次第でございます。

なお事業の運営に関連いたしまして、請負に出すとか、あるいは公社の職員をやつていくとか、いろいろ事業の分野並びに分担等のこともございまして、また幾ら安上がりだからといつて、これを無制限に請負制度にまかすやうなことはよくない。事業の、こういう永久的な、しかも基本的な運営をなす上からいいますと、今御指摘の点は十分考慮いたさなければならぬので、電電公社の今の考え方を続けさせていく、すなわち、要員は安心してその仕事に打ち込んでいけるという保障を与えるやうな措置を必ずとりませう。それでなければ、だれも安心してやつていきません。またここで一つ考へなければならぬことは、民間会社の請負の方が能率がよくて、公社あるいは政府の仕事の方が能率が悪いということは、これは容易ならぬことであると思ひます。特に電電公社が今の仕事を中心にして、公共企業体というやうな非常な機動性を持った組織になつておられますから、民間のいろいろな事業あるいは民間の仕事に劣らない生産性を上げていくやうに金もつき込むし、また努力もさせる、こうやつて参ります

と、今御指摘になりましたような点は、さして心配なく続いているもの、こゝういふことを私は信じておりまして、計画あるいは今後の拡充について見詰りのないように進んで参りたいという考えでございます。御趣旨の点は全く同感でありまして、今後十分留意いたします。

○受田委員 公社監督の立場にある郵政大臣として相対決意を表明されたわけでございますが、今大臣の御発言の中に大へん大事な言葉があったわけですから、これは、電電公社の技術をもつてして、この国営の仕事に従事する技術者の力をもつてして決して民間の業者に劣るようなものであつてはならないのだ、こゝういふ言葉があった。私は非常に共鳴しました。そうしますと副總裁、単なる技術革新に伴ういろいろな設備の修理の程度のごときものをメーカーに託するということはおやめになつてはいかげすか。もう電電公社一本でおやりになつてはいかげすか。

○横田説明員 私、先ほどからお答えした趣旨をたゞいま非常に明快に大臣からお話がありましたその綴で従来もやつておるつもりであります。今、いろいろわれわれの方が仕事をやつておる問題について、請負に出すよりはわれわれの直営の方が効果も上がつておるし、能率も上がつておるといふことで、確信を持つてやつておるのであります。その点は今大臣から御指摘のあつた通りでございます。今後ともわれわれの直営でやつておる部門については、請負に比べて、成績も、また能率も決して劣らずにやつていけるといふように考えております。ただ、先ほど私

ちよつと、今後、品物のある部分については、その現場で一々修理せずに、全体の部分としてそれを取りかえて保守する、それを取りかえて、そこへはめて、このもの自身はメーカーに返すというふうな問題が今後起こると申しましたのは、そういう部分を現場で一々修理しておるということは大へんなことで、そういうものは一応メーカーに返していただく。これはすべての産業部門で行なわれておる今後の一つの傾向であつて、われわれの分野におきまして、そういうものがある程度ふえてくるといふことはやむを得ぬだろう。いわば修理でなしに、製造過程において、そういうものを作つていく、こゝういふことがむしろ経済的であらうというふうな機械の部分というものがだんだんふえてくる傾向が一つの世界の傾向であらうというのを申し上げただけであります。われわれの方も、直営でやつておる仕事は民間の請負業者に負けるというつもりは決してありませんし、今後ともこゝういふことのないように従業員も努力していくということについて確信いたしております。

○受田委員 そうすると、機械の修理などについては、今後メーカーには一切頼まぬ、あるむずかしい機械を製作する分については、こゝういふことがあつても、修理の程度のもの、もう電電公社の技術要員ではつきり間に合はせるのだという御意思でございますか。

○横田説明員 電話局の局内においての機械の故障を直す、こゝういふようなことは、今でも一切われわれの手でやつておりました、メーカーに頼んでおるといふものはないわけでありま

す。こゝういふ点についても今後とも同じ方向でやります。

○受田委員 そうすると、機械の修理でメーカーに頼んだ事例は全然ないわけでありませんか。

○横田説明員 私の申し上げた点は、今まで通りで間違いのないわけでありました。ただ、お話の点は、もつとこまかい問題かも知れませんので、施設局長からお答え申し上げます。

○平山説明員 お答え申し上げます。今後の技術革新に伴つての技術関係要員の問題でございますが、建設と保守と両方ございまして、建設関係の仕事は、技術的な質の点から、請負にしていくというところも、工事の現場が年々同じところで繰り返されないので、電話局が、年によつて建設される場所が違ひます。ですから、機動的にむしる請負工事でもやつた方が能率的だ、こゝういふ点から相当請負に出してあります。しかし、この点に關しまして、直営では一切建設をやらないのかと申しますと、やはりどうしても直営でなければできない建設がございます。というのは、既設設備に非常に關係の深いこまかい工事、あるいは先生が今御心配になりましたように、建設の場合でも、全部請負に出しますと直営の技術能力が低下するではないかというふうなことは、こゝういふ御意見でございます。私どももいたしまして、やはりこゝういふ技術力の維持ということを考えて、直営においても建設工事をやつていくことにしております。それから今お話がありました保守の問題でございますが、先ほど副總裁からいろいろ御答弁申し上げたわけでございますけれども、技術の進歩に従

いまして、技術が非常に高度化しました、機械が小型化されていく傾向にあるわけでございます。従来はどういう形で保守をやつておつたかと申しますと、部分品を予備に買つておきまして、こゝれた場合にはその部分品を現場において取りかえて修理をしたという形態が多かつたのであります。たとえば真空管を取りかえるとか、あるいはリレーを取りかえるということをやると、現場でハンダづけをし直しましてやるという形が多かつたわけでありまして、技術革新に伴つて技術が非常に複雑化し、しかも小型化したしまして、一つの機械のある部分だけを取りかえるということが技術的に困難になつて参るわけでありまして、これは公社の技術が低下したとかさういふことでございませんで、全体の技術の動向として、さうなつておるわけでありまして、そこで、予備機はどういうものを備えておくかと申しますと、真空管とかあるいはさつきのリレー一個を備えておくという形でなしに、部分品よりももう少し大きな単位で予備機というものを置いておきまして、故障が起きましたときにその予備機に切りかえる作業を現場でするわけでありまして、これは当然現場でやる作業であります。そこでその予備機そのものの修理をどうするかというところが先生の御指摘になつた問題であらうと思ひます。輕易の予備機は工作工場その他公社でもやりますが、複雑な予備機につきましては、これは製造の仕事と非常に關係がございまして、こゝういふものはメーカーで直すということも当然あり得ると思ひます。そこで、修理についてメーカーに頼むことがあるのかないのかと

いうお尋ねだと思ひますが、私どももいたしましては、いわゆる保守という考え方の立場から修理をメーカーに頼むことはない、かように申し上げてよいと思ひますが、やはり製造の部品の補給あるいは予備機の補給という意味におきましてメーカーのものをを使うということは当然あらうかと思ひます。

○受田委員 内容はつきりいたしてありますがその予備機のものも今後メーカーを使うことのないような形にできるものかどうか。個々の末端に至るまで電電公社の技術一本でまかない得るという自信をお持ちかどうか、今後の見通しについてお答えをお願いします。

○平山説明員 お答え申し上げます。具体的に申し上げますと、電話機あるいは簡単な手動の交換機というものは工場というものがございまして、こゝで修理することが可能でございます。しかしながら、最近の新しい技術革新の一つの代表的なものとして、高度な自動交換機、たとえばクロスバの交換機というふうなものがございまして、こゝういふものを公社が、かりにその部分的なものにしろ修理したり作つたりすることができるとか申ししますと、これには相当複雑な機械が必要でございますので、こゝういふものはやはりメーカーでなければできない。これは公社の技術が低い、メーカーの技術が高いということではありませんで、それそれともち屋の専門的なものでやるのが適当だ、こゝういふ考え方であるわけでありまして、ですから、輕易なものについては公社が直接修理をやることありますが、高度、複雑な機械につきましては、むしろ製

造工程と一緒に流して作った予備機といふものでこれを取りかえて保守していくという形が適当と考えております。

○受田委員 この問題は公社として、その予備機の問題にも今後電電公社の技術を持って、もちはち屋というところで、電電公社がもち屋になつていただくような形がとれないものか、こういうことも懸案として御研究を願うことにして、その問題は一応質問を終わります。

私はもう一つ、この要員に關係して大事な要素があると思ふのです。それは先ほど私が申し上げた通り、日本の国が世界の文明国として、文化国家としての高い權威を持つために、特に通信機關の血脈である電信電話網というものがしっかりと整うということは、全身に血のめぐりをよくすることに於いて大賛成です。それを一日も早く実現をさせたい。われわれが外国旅行をいたしました。進んだ国々の実情は、即時長距離に對して自動的な機械をもつて通話できるのです。私の郷里は山口県の瀬戸内海の島でございすが、このごろそれに電話をかけようとしても、急報をもつてしてもなかなか出てこない。思いあきらめることがしばしばであるという実情です。東京都に住んでいる人お互ひは、東京都内においてはまことに便益を供与されておりますが、一たび農村部まで行くともうとんでもない不便を感じておる、これが実情です。その農村部にまでそうした合理的な運営がされるということになれば、待望の文化國家の名実ともに整うた姿となると思ふのです。それは私は大賛成です。ところがそれ

を目標にして努力されている電電公社が、そこに働く職員の方々に一応の安心感と、またある程度の満足を与えてやっていくということではなければ、上命するといへども下従わすということになつて、そうした全身の器官は思ふようにいきません。麻痺します。職員の諸君に十分納得のいけるような形でこの合理化が進められているか、今回の料金合理化という問題も考えられているかという問題で私お尋ねしたいのです。いかがでしょう。電電公社の組合の皆さんと電電公社の幹部の皆さんとの間で、すでに労働協約とかその他の話し合いが、交渉がされ、取りかわされ、あるいは事前協議の問題についていろいろな話し合いがなされておるようでございますけれども、はつきりと將來の公社の職員に安心を与えようという見通しというものが、公平に見て示されていないように私思ふのです。それはすなわち第三次長期計画を進めるにあつて、また第四次、第五次として四十七年の一応の完成時点を事例にとつたといひましたけれども、それまで進む過程においてどういふ職員の配置がされるべきか、配置転換においてはどの程度のものが想定されるものか、配置転換でばかに長距離のところへ転換させられるような人が出た場合にどういふ措置をするのか、こういう問題です。私は、オートメーションの進んだ国々の実態を一応ながめてきておられますので、そういう國々、一例をアメリカにとりまして、配置転換がされる場合にちゃんとした転換先が用意され、そのための必要な職業訓練がされている。だからそこに従う職員も安心して配置転換に應じ、次の職業

で満足して暮らしておるという状況です。日本にオートメーションをそのまゝの姿で持ち込むというところには、そういう労働条件においていろいろな問題点のある国でありますから、そういうオートメーションを進めても差しつかえない國と変わった角度から公社もお考えにならなければならぬし、また郵政大臣を中心とする内閣そのものも高度の指導力、判断というものが必要だと思ふのです。その問題は一体職員の諸君が満足するような話し合いになつていくのかどうかの経緯を私伺いたいと思ひます。

○横田説明員 ただいま御指摘のありました点は非常に大事な点でありまして、われわれもこの点について今後なお一そう努力すべき問題だらうと思つております。合理化と設備の近代化といふことは必要であるけれども、それとともに従業員の労働不安を起さないうるに、また労働意欲というものが十分かきたてられていくことが最も大事なことじゃないかとおっしゃるのには、まことにその通りでありまして、今後いかに機械化されていくと、設備が近代化されようと、やはり事業の中心は人でありまして、その意味において御指摘の通りであらうと思ひます。ただいまお話のありました、完全に組合との間にそういう問題についての見通しが解決しておるかとおっしゃいますと、昨日も私の方の委員長からいろいろ話がありまして、組合としては十分満足できる状態ではない、まだわれわれとしては非常に不満を持っております、こういう話もありました。私も組合の方からいへばなおそういう不満はあると思ひます。しかしわれわれもその点については、組合のと申しますか従業員全体の労働不安を起さないうるに、ということについては、今後なお一そう努力していこうと思つております。ただいまお話のありました点についてどういふように今なつておるかということだけ概括を申し上げますならば、先ほどから計画局長あるいは職員局長がお話し申し上げましたように、今後のわれわれの設備近代化、と同時にわれわれの方は非常に設備の拡張もいたしますので、全体としての従業員の数は減るのではなくて、全体が増加する。いつかこの委員会の席上で、四十七年には大体今の十九万人が二十九万人くらいになるのじゃないかろうか——これは大きな見通しでありますので、数字が一つも違ふぬかと云われると問題があらうと思ひますが、大きな見通しとしては相当人数もふえていくのではないかと、またふやさなければならぬのではないかと、こういうふうに考へておるということも申し上げたわけでありまして、全体としては人員はふえるわけでありまして、しかしこの仕事のやり方そのほかにおいての変化はどうしても起るわけで、そういう意味で、ただいま先生の御指摘のありましたような配置転換とかある程度行なわざるを得ない。これはいろいろのものについても職種転換、配置転換になる人たちの不安をできるだけ除くような配慮もしなければならぬといふ点についても、従来組合ともいろいろ話して参りました。現在の段階においてどういふ段階にきておるかとおっしゃいますと、従業員の首切りはやらないう、しかし配置転換、職種転換につい

てはある程度がまんしてもらいたい、その場合に配置転換等についてはできるだけ通動可能な範囲を考へておる、その通動可能な範囲を越えた場合については宿舎を公社において用意いたします、こういうような大体的な線でお話しております。またその配置転換によつて受ける損害をできるだけ少なくするといふ意味におきまして、今の地域給の是正といふものをやるとかそういうようないろいろな措置を講じまして、できるだけそういう犠牲がいかないようにという配慮をいたしております。なお今の訓練という問題でありますけれども、これも先生御指摘のごとく非常に大事な問題であります。ことにわれわれのような事業においては、ことに技術革新といったようなものに即応した訓練が必要であります。これはわれわれの方としましては中央学園二カ所、それから地方学園十一カ所を全国に持つております。そのほか仕事をやりながらいろいろ訓練するというのが、昔からの各事業のいろいろな訓練の主体でございましたが、そういうオン・ジョブ・トレーニング、そのほかオフ・ジョブ・トレーニングの機関として学園を整備いたしましたので、できるだけ訓練について計画的にやっていくるよう努力しております。今後ともなお一そうこういう点については努力をいたしたい、こう思つております。

○受田委員 総裁はきょうは名誉会長のような形で、私はめつたに質問しませんから、副総裁と局長でけっこうです。副総裁、今の御答弁で、問題が一つあると思ふのです。組合との話し合い

がまだ満足していないという印象を受けたわけですが、組合側も納得しない。それは配置転換という問題で、首切りはしないという前提は一応ある。ところが配置転換に対する憂慮があるわけですね。たとえば交換要員のごときは、もう長期にわたって勤務する関係で、家庭も持つようになる。それで、子供と主人を捨てて相当遠くのところに転動しなければならぬという事態が起こる、こういうような事情なども起こってくるわけです。そういう家庭を犠牲にさせる極端な——通勤がある程度可能であるということならば、それは配置転換によって文明の進歩にある程度応ずるという、職員の諸君の協力も私は得られると思うのです。ただ、あまりにも極端な事例がここへ起こると問題が起こるわけです。そうした円満な家庭を破壊するような配置転換というものはしないという原則がはつきりしておれば、私は少々の配置転換には職員の諸君も協力をしてもらえると思うのですが、そういう態勢がはつきり言明できるかできぬかというところも、私はこういう仕事を前進になる上の大事な点だと思ふのですが、いかがでございますでしょうか。

○本多説明員 お答え申し上げます。私ども組合との間におきましては、先ほど副総裁から申しましたように、配置転換に関する協約を結んで実施しております。この基礎になるものにつきましては、先ほどお話がありましたように、首切りはしないというふうな前提に立って配置転換をしているわけでございます。配置転換をいたします際におきましては、本人の家庭の事情とか、あるいは通勤の事情、あるいは健康とか、それから公社の業務上の必要、そういういろいろな個人的な事情も含めて、総合的に勘案して配置転換を実施するようにしよう、こういうふうな取りきめになっております。そこで私どもは、配置転換は、通信局と、通信局管内にありますところの組合の地方本部と話をして実施いたしております。必要な期間——サービス開始の時期の相当前から、そういうふうないろいろな配置転換に関する提示をいたします。その場合に、配置転換をする人数あるいは受け入れる局の、どういふ局に入れる、どういふ職種に受け入れるかということも含めて提示をいたします。配置転換の協議をいたします。できるだけそういうふうな個人的な事情も含めて——しかしまた公社といたしましては業務上の必要というところを総合的に勘案いたしまして、組合と交渉をいたしておるのであります。われわれが非常識な配置転換というふうなものは、そういう過程においては出て参らないというふうに考えております。また、たとえば本人の希望というふうな点から見ますと、こういう配転というふうな際に、女子の職員にいたしても、この際思い切って都会に出ていこう、こういうふうな気持もございまして、いろいろな現象がございまして、そういうものをひくくめて組合と話し合いをして参る、かような建前をとっております。今までにございまして、そういう個人的な点について、そうラブルはなかったかと思ふのであります。ただ従来組合側といたしましては、自局にできるだけ定員と申しますか、現在員数をとどめておきたいというよ

うな関係から、要員をそこに固定させるといふ意味で、公社と組合間においてラブルがございまして、しかし個人の配転ということにつきましては、その問題はなかったと思ふます。ただ現在組合側といたしまして、今次の春のいろいろな組合側との交渉の過程におきまして、通勤距離というふうなものが問題になっております。私も現在の社会常識から考えて、通勤距離というものは一時間半というふうなものが適当である——一時間半以上の局所には、住宅の世話、提供というふうなことに、住宅の世話、提供というふうなことも、距離については、私も努力しますけれども、通勤距離一時間半というふうな言っておるのであります。組合側といたしましては、これを一時間にしてくれというふうなことで、意見の対立がございまして、私もこの点につきましては、今後なお継続交渉にゆだねておりますが、しかし地方の実態におきましては、あるいは配転いたしました先の通勤の交通機関の事情というふうなことも、確かに汽車の数が少ない、電車の数が少ないというふうな事情もあるだろうと思ふます。またあるいは季節的に交通がなかなかうまくいかぬというふうな事情もあるだろうと思ふます。そういうふうな地方的な実態につきましては私も考慮に入れて考える、かような態度で、今回の春の組合側との配転の協約についての組合側要求につきましては、対処して参つたわけでございます。

○受田委員 これからだんだんと交通機関のスピード・アップということも考えられるわけです。もう年を追うて速度が早まってくるわけです。列車もだんだん速くなるし、農村におけるバスの進行速度も早まってくるだろうと私は思うのです。だから一時間というところであれば——今一時間半ぐらいに考えられておつても、結局は一時間になりますね。はつきり一時間として踏み切られても、結局はそういうスピード・アップなどができて、一時間のお約束が果たされるような段階にいくと思ふます。

それともう一つ、現在通勤している職員——非常に無理をしている人が含まれておると思うのですが、通勤している職員の通勤時間の御調査があなたの方でできておると思うのです。遠隔のところでは、どのくらい時間がかかるところから通勤している人がどの程度あるのか、資料はないでしょうか。

○本多説明員 調べまして大体のところはわかりますが、後刻お答え申し上げます。

○受田委員 現在において、電電公社の本社に通勤する人の通勤時間測定というものはある程度、こういう問題に關しては、資料として職員局長のところでも用意されておると思うのです。そういう勤務形態において無理がなく、実際にどの程度まで配置転換に應じて得られるかという、科学的基礎、実態の基礎、こういうものをいろいろ検討されて、そうして職員にある程度満足を与える——職員の側から見ても、少数といふことになれば、その少数の人がある程度がまん、犠牲を受け、でも、国民全体の文明の利用というところが非常に高い問題となるならば、おそらく職員の皆さんだって私は協力してくれらると思ふ。職員のささやかな犠牲であるならば国民全体に奉仕する

という立場で私は協力してくれると思ふ。そこにこの問題の解決のかががあると思ふのです。公社側もすなおに将来の計画を話し、組合側も必要度においては国民の文明度が高まる便益供与であるとすれば、一人がある程度の犠牲を払うことによって多数の人が幸福になるならばわれわれも協力しようという建前を私はとつてくれると思ふ。それが今公社側の適切な見解が、どの点かです。まだばく然としておる。ところが、組合側もそれが毅然とせぬといふところでこれが対立抗争したままではこのオートメーション化を進めるといふことになる、これはどこかにひびの入った形で建築がされるということになる。私はその点非常に憂慮しておる。そこを公社側としては十分力を尽くされて、労働協約の約束事項、ことに昨年でしたか、衆参両院の附帯決議などもあった。あの附帯決議の実施等についても十分配慮するといふような一つ一つの約束を果たすことが積み重ねられていくことによって、組合側も無理な要求というものを是正すること、私はできらると思ふ。無理な要求ではないという形で結論が出ると思ふ。そういう努力を公社側は十分されて、全職員に安心してこの国家の大業を完遂するといふ立場で公社側と組合側が一本になって前進する形をとつていただきたい。どこかでもやしたところを残したまま強引に事業を前進するといふ形はあなたの方としては十分戒心してらるらう、そういうことを私は要望するのでございまして、副総裁の御所見を承りたい。

○横田説明員 ただいま先生の御指摘のようなつもりで従来ともわれわれは

おりましたし、今後ともなお一そうううううに努力いたしたいと思っております。

○受田委員 副総裁がその方針で進みたいということでございますから、また組合側との交渉などで双方に譲り合うということも可能であると思っております。これは掘り下げて公社側が計画されていることを率直に話し合うようなお気持ちで解決に努力されるということでは結論が出ると思っております。おそれる組合の皆さんだって、どこかにひっかかった問題、これを固執したばかりに国民全体の福祉増進に非常にひびが入るということであるならば、組合側の皆さんだって内心非常に残念な気持ちが私にあると思っております。そこは非常にいいチャンスでございますので、すなおな気持ちで話し合いをされるという努力を今後十分継続されることを御要望申し上げます。

もう一つここで根本的な問題として私が取り上げたいことは、今回三十億円の減収を一応のめどとして事業を進めになるようでございますが、三十億の減収の中身は一体どういふふうな形で減収と見られるのか。たとえば今度の料金の合理化に伴って、距離の問題とか時間の問題とかいふもので、どういふふうな配分でその三十億の減収というものが算定されておられるのか、何か数字が出ておられるのでしたらお答え願いたい。

○大泉説明員 これは実は三十四年度の試算に基づきましてこまかく算定したものでございまして、概括して申し上げますと、距離の算定によりまして約十六億程度だと思っております。十六億五千万円です。十六億と申しましょ

う。それから三分・一分制によりまして約十億程度でございます。それから距離別時間差法及び準市内通話というもので約五億五千万円程度という工合に考えております。

○受田委員 自動電話の収入の状況はどうなる、公衆電話はどういふふうな計算されておる、こういうことも一つあわせて御答弁願います。

○大泉説明員 自動電話に関しましては、三十四年度の時期にありましては、おおよそ百五十億程度と記憶しております。これに對しまして今申しました通り、距離別時間差法と準市内通話、両方によりまして約五億五千万円程度になるわけでございます。それから公衆電話料につきましては、約九十億でございますが、それを計算しますと、この料金の改定によりまして総体では八千七百万円の減収になるわけでございます。

○受田委員 大体内訳を伺ったのでございますが、そうすると、今度三十七年度、八年度という見通しは、これは本年度三十億の減収、来年度、再来年度というものは一体どういふふうな、これも計算の基礎が出ておると思っておりますが、一つお示しを願います。

○大泉説明員 実はこれは三十四年度の決算の数字でございますので、これが将来どういふ工合に伸びるかということはいろいろ試算してみたいのでございますが、三十六年度で見た場合には大体四十億程度ではないか、こう考えたのでございますが、三十七年度は予算がきまりませんので幾らになるかわかりませんけれども、約五十億程度の減収になるのではないかと工

合に考えておるところでございます。○受田委員 そうすると、三十五年度三十億、六年度四十億、七年度五十億、赤字がだんだんふえる、こういうことになるのですか。

○大泉説明員 この計算は三十四年度決算に使用した考え方をそのまま計算したのでございまして、考え方は三分・一分の通話につきましては通数がこれによってふえはしない、横ばいであるという計算でございます。それから自動通話につきましては、時間が短くなるということが相当多いと思いたすが、その場合通話はふえるだろう。

が、これはなかなか計算がむずかしいのでございまして、ふえるということとを考慮に入れて計算したものでございまして。それで私たちは実は単純な計算でいきますと、この部分が年々加入数が増え通話数が増えますならば、この計算の基礎になった数字としましては減収額がふえて参るのでございます。ただ私たちはこれに關しまして将来の動向としまして、この通話の便利さによって通話量がどの程度ふえるかというところを実は考えているわけでございます。当初はなかなかそのようにふえないでございまして、こういふ便利な制度でございまして、だんだんその分は通話量が増える参るのではないかと。それからまた他面、このような減収額を見ました場合に、何うつておきますと非常に複雑な手続が要ることになって、その面で非常に経費が要するという面が節約できる、こういうことになったといたしまして、この制度が実施に力を使つて、だんだん利用度によってカバーされてくる。長期的に見た場

合には大きな影響は与えないもの、こ

ういふ工合に考えている次第でございます。○受田委員 今の減収がほとんどになり、増収へ転換をするのには、自動電話において、もう一つの方も一緒にしてですが、どのくらいの利用増があればさういふ方向へいくと計算されておりますか。

○大泉説明員 この点につきましては、距離別時間差法というものは非常に便利な制度でございまして、ある程度ふえるのではないかと思っています。しかしながら、これは区間によって相違ふるところも、あまりふえないところもあるのが実情でございます。で、私たちはこの点についてどうなるか、今のところ試験実施をしてみなければわからないと思っております。でございますが、この自動通話の方も、先ほど御説明申し上げました通り、現在は百五十億程度、それからこれが三十七年度あたりでは、大体二百億程度の幅に自動通話が広がってくるのではないかと考えています。この部分が次第々々に広がって参りますので、このあたりが次第に五%、一〇%という工合にふえてくれやしないだろうか。これが予定以上に入れば伸びてくれますならば、四十年、四十一年程度にはカバーできるのではないかと、こういふ目算を持っておるのでございますが、これは都市と地方、あるいは地方によつていろいろ差がございしますので、これはできるだけ便利さが国民の皆さん方の賛成を得てふえるように、私たちも企業的に努力をしてみたい、こういふ工合に考えておるのでございます。

○受田委員 日本人の一個の電話に對

する使用回数というものは、世界では高い水準にあるわけですね。いかに電話の需要が大きいということ物を語っておるのです。従つて、電話の使用回数がどんどんふえる、料金収入がだんだんふえる、こういふ方向に、そう長くない、三十七年度からでも、私はさういふところへいくのじゃないかと思つて。さういふ一応のめどを持つておられるならば、増収の見通しがつくならば、料金改定にあつても、相当の幅を持たせて、利用者の便益供与、そのかわり使用回数の増大というところまでかなりという基本方針をお立てになつていく方が賢明ではないかと考えられるのです。いかがでしょう。

○大泉説明員 今お話しした通り、私たちとしまして、自動通話においてはある程度の利用増というものはすでに見込んで計算しておるわけでございます。このような電話の利用増を見て、かつ三十四年度決算を基礎として三十億余りの減収であるというところを申し上げておるのでございまして、これが予想以上にございますか、できるだけ利用度をふやしていただけるように努力することによつて、できるだけ埋め合わせしていきたい、こう思つておるのでございます。

それから利用度についてでございますが、確かに日本の利用度数は世界で第二に多いのであります。これは市内、市外両方合わせた度数でございます。現在の加入当たりの市内電話における伸びというものは、必ずしもさう多くはないのであります。市外の便利さがふえるのに従ひまして、その利用度がふえております。従ひまして、私たち長期的に考えますなら

ば、一加入当たり通話の利用度は、次第次第に減る傾向にあると思います。しかしながら収入面でいきますと、市外通話が市内並みに便利にかけられるようになるという面における利用度があがる程度ふえていく、こういう工合に考えまして、それがずっと長期にわたるといふか、ある程度いきますと、やはり全体に下がってくると思います。ここしばらくの間というものは、やはり市外の自動即時化というものは今始まったばかりでありますし、今のところ、最近の好景気とあわせて、ある程度上がっているような実情でござります。

○受田委員 私はここで、現行制度の市外電話の特別至急電話、それから普通の至急電話、こういうものの収入が一体どのくらいになっておるのか伺いたい。私の例にとってみると、山口県の私の島まで、一通話二百四十円です。これを時間がかかるので、普通至急電話を使わざるを得ない。そうすると四百八十円。大体いつも二通話は使うので、一千円近い料金を払っていなかとの連絡をとるといふようなことで、特別電話料金というものの収入は、ず

いぶん高い部分を占めているのじやないかと思うのですが、これが即時化されれば、そういう部分がなくなつて、大へん便利になつて、今まで五回かけておつたところが、十回も十二回もかけれるということになる。そういう問題が一つありますが、市外電話の今申し上げたような特殊の料金による収入はどのくらいになつておりますか。

○大泉説明員 数字は、今ここに持つておりませんので、調べて後刻御説明申し上げますが、通話数の比率を申し

上げますと、待時通話の中における比率は、三十五年度におきまして、普通通話が八六・二％、至急通話が一一・二％、特別至急通話が二・四％というような実情でございます。それで即時通話の占める料金よりも、待時通話の占める料金の方が、今のところまだ少し多いような状況でございます。

○受田委員 それば、即時通話のできる地区と、今のようない即時通話のできる地区とで分類した資料ですか。

○大泉説明員 今申し上げました比率は、待時通話だけの中の比率でございます。

○受田委員 わかりました。そうした問題も含めて、これが今度一つのグループ料金制というものに本格的に進んできたときには、そういう特別急ぐ電話料金というようなものがどういうふうになっていくのか、そういう愛貌が考えられるわけでございますので、そういうものを全部一括してみても、一般国民は即時自動化という問題には非常に期待を持っているわけです。それは間違いないのです。だからそういう即時自動化になってきた場合に、いよいよ使用回数が増えて、利用者の便益が一そう高まってくるという

者の數をふやしていく、數でかせぐという方針をおとりになることが賢明ではないかと思っております。またそういうことによつて今までの交換要員が、手動式の場合における負担部分がある程度削られてくるということ、次の配転の問題が派生してくるわけでございますが、そういうようなもの全部を総合して、料金の合理化というものを考えておられるのであるならば、私は納得できるのでございますが、三十億の減収というのに、もうすぐそれが黒字になって――まあことしは減収だが、三十七、八年ごろになるとすぐ黒字になっていく、めでたし、めでたしという結論があまり早く出ると、今の合理化が料金引き上げ――先ほど水準を保つと仰せられたのが、高水準の料金ということになる危険があると思ひますが、そういうことについて、自信を持って、あまりふえるものじゃないのだ、今考えている程度のなにしかないのだ、特に自動通話の場合などは、収入がどのくらいふえればとんとんになり、どのくらいふえれば黒字になつていくかというようなことは、今すぐ計算が出ると思ふのです。もう一度御所見を伺いたいと思ひます。

○大泉説明員 ただいまのお話の、長期の見通しの上に、できるだけ安く徴でかせいだらどうだという御意見でございますが、私たち公共企業体の仕事に携わっておる者といたしましては、できるだけ料金を安く、お客様の方にこの利益を還元するようにしたいということは、非常な根本的念願でございます。それで、私たちとしまして考えましたことは、現在の電電公社に与えられた使命としてどう考えたらいいか

というところでございますが、先ほど御答弁申し上げました通り、やはりかない電話をなくする、できるだけたくさん電話をつける、できるだけ早く全国を即時化するということが要ではないかということを考えまして、私たちそのような時期がきた時は、そのようなめどが達成された時は、このような増収利益というものの現在の加入者に還元さるべきもの、ういうように考えるわけでございませうが、しかばは今すぐそれを見通せるかと申しますと、私たちとしましては今すぐそれが大いに増収になって自分を今から見込んでいいというふうな自信は持ち得ないのでございます。また現在の三十数億減収と申し上げましたのも、これは数字を計算しました結果そのものでございまして、このような減収も、実は拡充の急がれるおから、出したくなかったのでございしますが、料金体系として受け入れやするするためにいろいろいじってみますと、この程度の減収を覚悟しない限りなかなか受け入れがたい、実はこれどうすればいいか、これは企業の将来に對して一体致命的になるかどうかということを検討しました結果、これは

企業全体から見て、一・五%から二%程度の範囲ではないかということも考えられます。これはわれわれの努力で、何とか埋め合わせていくべきだということと、それからもう一つは、今度の料金体系というものは、今までみたに三分・三分という、時計を気にしながらかける通話でなくて、もっと気軽にかけられる通話ということで需要がふえていくのじゃないか、こういうこととも考えたのでございます。しからば

誓で定足数が漸次不足の時期に達して
おるようで、申しわけなく思っております。しかしもうちょっとで一応の質問を終わって、許されるならば残余を昼からまたやらしていただく、もう本会議にお昼を食べて臨まれる時間が迫っておりますから、早く切り上げますから、いましてらくごしんぽう願いたい。

局長さん、将来の見通しというの
は、神でないとなかなか判定がむずか

中女にめり刺度より、徳よりをるに美

しいわけですが、原則は利用者負担がかららないようにされるという問題、もう一つ問題は、電話を引くための資金調達で一つお伺いしたい点があるのです。内資資金と外資資金と分けて資料をお出しになっておるようでございますが、その外資資金の中に加算者債券があるのです。これは相当な影響力があるのです。きのうもここで参考人の方がどなたか言っておられました、電話は国民すべての利器である、電話は国民すべての利器であるという形に日本はなっていない、こういう参考人のお話を伺ったのでございすが、事実その通りの傾向があるわけであり、電話を引こうとすれば、都内であるならば加入者債券を三十万円のもの、十五万円を買わなければならぬ。こういうことによつて電話を引くのにある程度の資金が必要。またそれを一応買つてすぐ売りさばくといつても三万や四万の損害がある。こういうふうなことで電話債券そのものの安定感というものが失われておるといふ問題があるわけなんです。これはいかがでしょうか。いつごろになつたら電話加入債券というものをやめる時期がくるのでしょうか。そうして特権者のための電話でなくて、国民全体の利器として用いられるのは、四十七年ごろまでは見通しがつかぬということですか。それより前にでもこういう制度はやめてもいい時期がくる、それはいつごろを目途にしておるといふような御意見でございましょうか。

○大泉説明員 この問題につきまして、実は電話を急いでたくさんつけなければならぬということから、電話の布設を希望される方に資金の御援助をお願いするという趣旨のものでございまして、資金的に十分ゆとりができて要らなくなれば、これはできるだけ早く減額すべきもの、あるいは廃止すべきものと思つてございまして、昨年提案されましたときの私たちの方の見通しからいいますと、需要が充足できるのは、四十七年度くらいまではなかなか見通しが困難である。むろんできるだけ努力するけれどもなかなか困難だということを言つたのでございすが、最近さらに需要がふえて参つておりますので、四十七年度以前にこれはむろん努力はいたしますが、今のところそれ以前にやめることができないといふことは約束しかねるんじゃないかと考えておる次第でございまして、しかしながら、この問題に關しましては、前国会の際にもいろいろ御注意がございまして、できるだけ新規架設の方の御負担にならないようにということとを考へまして、銀行等にお願ひしまして資金の融資をやつていただいたのでございまして、これはお申し込みの約八%から一〇%というものが御利用になつておるのでございまして、また共同加入電話というものは、東京でも債券が五万円ございまして、このようにことで希望される方も非常に多いように承知しておるのでございまして、そのようなことで、私たちもいたしましては、急速に拡充し急速に改良するといふ点から、資金の方はお願いしなればならぬのでございまして、現実の御負担はできるだけ軽減されるように、最近銀行以外にも、信用金庫とか、あるいは相互銀行等もおやりになつておるようございまして、その

ような資金融資、月賦といったような制度についても、できるだけそういう金融機関にお願ひしまして、利用者の方々に円滑に資金がいくようにしたいと考えておる次第であります。

○受田委員 この電話加入債券でもう一つ問題は、この電話債券の市価が安定していない。二割からそれ以上も割引の場合にしましても低いところにあるし、それから利付の場合にしても相当低いところにある。こういうことになつてくると、みすみすこれを買つた人が損をして売りさばいてしまふということになるが、この電話債券の市価安定策はどうなつておるのか、それから一体電話債券を、電話を架設してすぐ売りさばくような人がどのくらいの率があるのか、こういうものも参考に伺つておきたいと思ひます。

○秋草説明員 電話債券につきましては、公社といたしましては、先生の御心配になるように非常に重大な問題として配慮しなければならぬのでありまして、昨年の春この法案を通過していただくと、非常に注意を受けたわけでございます。その後発効して以来、実は非常に憂慮すべき事態が半年ほど続いたものでございまして、幸いに、いろいろな施策を講じて、現在のところまずまず安定したといえる相場に決着しているのではなからうかと存ずるのであります。具体的にはいろいろ手もあります、ごく常識的に、電話債券もやはり債券でございまして、一般の社債、株式と同じように、宣伝といふこともある程度しなればならぬのでありまして、単に電話屋だといふ気持で私どもが債券の方はほうりつたらかして置くことでは

いけないということから、昨年来強くPRといふことにも注意いたしました。一口にいへば、債券の保持者はすなわち加入者でありますので、加入者に向かつて債券といふものは非常に有利、確実なものであるといふこと、それから同時に、持たない人には、これは貯蓄としても非常に有効なものである、こういう宣伝が、これは常識的であつて当然なことでありまして、十分に引き届いておりませんので、これに對してまたいろいろ勧誘したり、反面多少悪質な業者もおりますので、そういう点指導的な勧誘も行なつてきました。もつと具体的には、ただいま大泉局長も申し上げましたように、国内金融の問題もあり、その他券面の統合とか、要するに電話債券といふものが市場性を持つというところも基本的に考えなければならぬということでありまして、今後におきまして、目下公示催告制度の廃止とかあるいは格づけの問題とか、これは日銀関係でございまして、あるいは市場に正規に上場するといふことの運動とか、こういう点を今懸命にやっております。要は、大きく日本の社債市場といふものが健全に育成されてきますと、電話債のボリュームというものは非常に大きいものでありますから、この波に乗つて大きく安定してくる。ことに昨年の末から投資信託に對して電話債券の組み入れといふものが大蔵省から勧誘されて、この点が非常に大きな手とされて、一挙に相場は安定したといふような、原因としては一番大きなものではなかつたかと思つておりますが、現在割引債につきましても四十円五十銭くらい、利付にしましても八十

二、三円といふところでもございまして、まずまずこの辺の相場ならばよろう。ただ今後これをもつて満足すべきものではございせんので、これから毎年、再々巨大なる加入者債券といふものを発行して、これに依存しなければならぬので、これは社債権者であると同時に私どもの加入者であるといふ、大事なお得意さんでございまして、この方々の立場を考へて、長い目で見て、この債券の価格維持あるいは市場性の問題について十分腹を入れて対処しなければならぬ、こういうふうに思つておる次第であります。

○受田委員 私は、この電話加入者の利益を守つてあげるといふ立場から、今具体的なお話を伺つたので、ある程度の了解をするのでございまして、もう一つこの債券そのものを担保にして、電電公社がある金を融通してやるとか、こういう形のものをおとりになることはできないのですか。

○秋草説明員 ただいまの公社法の制度下におきましては、今仰せのようなことは、直接公社が乗り出して公社資金をもつて加入者を保護するあるいは援助するといふことは不可能でございまして、間接にそういうようなことをあつては考へてみたいといふ議論なり検討は進めております。

○受田委員 私のもう一つ心配していることは、やみ電話といふものが売買するのでは高いやみ取引が——これはどういふ形で取引されているのか知りませんが、御説明いただければあつて、御説明が地域によつては、電話の架設が容易でないといふ地域では高い電話売買がされておるわけですね。これは一体どういふふうにして取

り締まりをされ、どういうふうな指導をされておるのか、御説明をいただきます。と思います。

○大泉説明員　今のお話の取り締まっておるかどうかというお尋ねにつきましては、これはなかなか取り締まるといふ立場にもございませんで、指導といいますが、あるいは取扱局、われわれの現場を指導いたしましたして、お

でありますが、そこに不測の損害をこうむる方が出ないように、できるだけ今言ったような取引が正道を踏んで円滑に行なわれるように私たちの方も見守つていく、また私たちも、そのようなことについて正常化したいという努力をする人に対しては、援助をしてあげるといふような形で考えていきたいと思ひます。

○受田委員 時間も参りましたので一応これで質問を終わりますが、私、今度の機械化に伴う郵政職員から電電公社職員に身分が切りかえられる末端の職員のあり方という問題など、労働条件に關してのいろいろな問題がまだ残っておりますから、昼から少しでも時間をいただければいいと思ひます。一応午前中の質問を終わらしていただきます。

○山手委員長 この際、本会議散会後
まで休憩をいたします。

午後零時四十九分休憩

午後四時八分開議

○山手委員長　これより再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続行いたします。谷口善太郎君。

くわからないのですが、そのところはどうなんでしょう。確信を持って一応減収になる、そういう見通しを持っていらつしやるのですか。

○大泉説明員 この点については、はつきり申し上げまして、明らかに計算通り三十数億の減収になると思っております。ただ申し上げたいのは、これは値下げするために計画したのではござ

ざいせんで、収支とんたんになるようにはかりましたが、料金体系を受け入れられやすくするために、やむを得ず三十四年度決算ベースで三十億程度の減収にならざるを得なかった。公社といたしましては、この減収を埋め合わせるために、今後とも利用増その他をはかるように努力して、企業全般に対する影響をなくしたい、こう考えておるということを申し上げたのであります。

○谷口委員 この利用度で増収ということを見込んでいらっしゃるの、ここに大体去年よりもことしの方がよけいに集まってくるような予算を立てていらっしゃるの、そこらはそうだと、思うのですけれども、この制度自体が、今度の料金改定の方角それ自体が、また結果として、減収になる面——市内電話のような場合は、われわれでもわかるのですが、料金改定は大体据え

が安くなるという面もあるので、私も実際上皆さんが専門家で計算されたそれを信用するよりしようがないのでありますが、そういう点で三十四年度の実情でもつて大体三十億くらいのは減収だということは、やはりそういうふうな考えていいわけですか。

○大泉説明員　その通りでございます。

○谷口委員 これはやはり現在の市外電話の面でそういふふうになるわけですね。市内電話では一応関係はない……。

○大泉説明員 その通りでございます。市外通話におきまして距離のはかばかり方を変えることによりまして約十六億、それから三分一分制の採用によって約十億、それから自動通話関係で約五億五千万と午前中に申し上げたので

ありますが、これが私たち調整の結果
出ました計算の数字でございます。

○谷口委員 この前、私、郵便法の改
正の問題のときに申し上げたのです
が、今度通信委員会には幾つかの法案
が出ましたが、ほとんど料金値上げの
法案であった。この公衆電話の問題で
値上げにならないということになる
わけですが、そうしますと、特に
に相当遠い距離の電話まで公社の合理

に思うのですが、そういうふうには理解していいのですか。

○大泉説明員　今の御質問の御趣意は、市外通話で三十億程度減収になるからサービスが向上したことになるのか、ということかとも思いますが、そういう意味で言いますと、確かに市外へ通話におきましては幾分の料金の引き下げになると言えるかと思ひます。

かしこれは実はそれを目ざしたといふことではないことは前々申し上げた通りでございますが、現実的に申し上げますと、二十六段階ありました市外通話の段階を二十段階にしておる。あるいは今まで郵便線路距離ではかつていたものを直線ではかるようにしたということの結果、たとえば東京から申しますと、北海道とか九州というのが割安になったというものが出てきておる。

とも事実であります。

○谷口委員　それでは、そのところはそういうふうに理解いたしましたして、利用者の構成、これを少しく知らしていただきたいと思ひます。三十六年度の予算でやっていただいてもけっこうですし、三十四年度くらいなら決算が終わつておるだろうと思ひますが、その面でおつしやっていただいてもけっこうです。どの年度でやっていただいても

○大泉説明員 実はこの御質問の趣旨、そこに書いてあります数字が何を意味するかというお尋ねでございますが、それは定額料と基本料であります。

○谷口委員 その使用料が四百四十三億、度数料が七百四十九億、市外通話料が九百六十七億、公衆電話が百二十四億、その他百八十一億、合計二千四百六十二億というふうになっておる。

これは予算でありますから現実の収入ではないのですが、大体そういう計画になっておる。だから一応公社の電話料金収入の大体の傾向がわかるわけですね。その前に去年の分も出ておりますからよくわかります。さてこの内容を私どもは知りたいわけです。具体的に知りたいのは業務用と住宅用の二つでございますが、これに分けてみますと加入者の数、それから集まってくる料金総額、そういうものがわかりましたらお知らせ願いたいと思います。

○大泉説明員 概略申し上げますと、加入者数において住宅用は一〇％であります。

○谷口委員 料金はどうでしょう。

○大泉説明員 定額料が六割で、度数料が七割になっておりますので、大体一〇％弱になります。

○谷口委員 この割合でやれば実数が出るわけですね。そうすると住宅用というものは非常に多いわけになりますか、その点はどうでしょう、そうなりませんか。七割というのと一〇％の場合と違つて住宅用は非常に多いということになりますね。そういうことになりますか。

○大泉説明員 私の御説明があるいは悪かったかと思いますが、数では業務用が九割、それから住宅用が一割であ

りまして、その料金収入はどうかというお尋ねでございますが、料金のきめ方が、今言いますように七割、六割となっていますので、一〇％より収入の方が少し下であるということを示し上げたのであります。

○谷口委員 わからなければいいですけれども、私が聞きたいのは、つまり住宅用で使っている電話と、それから業務用とはっきり分かれておるわけですね。ですから、加入者の数があり、従つて料金収入も分かれておると思ふのですが、そういうデータはございませんか。

○大泉説明員 どうも私少し思い過ぎしておりますが、住宅用と業務用の料金の差は、今言つた使用料つまり基本料とか定額使用料だけが違ふのでございまして、あの料金は同じなんです。

○谷口委員 私の聞いておるのは総額なんです。全部の料金収入はこれだけあるが、そのうち住宅用の収入が幾らで、それから業務用の収入が幾らということは、データがなければいいです。あれば知りたいわけなんです。

○横田説明員 今の数字につきましては、調べればわかることではないと思ひますが、今の統計では市外通話の方を、住宅からかかつた市外通話と、事務で使つた市外通話というふうな分け方にして統計をとつていないものから、従つて大体今の推定はこうだろう、加入者のパーセンテージでいくと一〇％だけれども、収入から見ると、住宅用の収入というものは一〇％より

まだはるかに下がつて、収入面からいうと住宅の収入は六割くらいになる、こういうふうなことを営業局長は先ほ

ど答えているわけです。統計としましては、市外を個人からかかたかあるいは事務所からかかたかというふうなことで一々統計を区別したてないもので、それからそれをサンプル調査でやればとれないことはありませんけれども、別に今の手持ちの統計ですぐに出してくるものはありません。

○谷口委員 私は二、三の点からお尋ねしようと思つておるのですけれども、住宅用の場合と業務用の場合といふのはかなり性格が違いますので、そういう点で料金収入は一体どうなつておるのかというところを、実際の面を知りたいのです。

引き続いてお尋ねしようと思つておるの、業務用加入者について、単独加入者数とその料金総額、それから代表電話を持つておる加入者数とその料金総額、それから構内交換機を持つておる加入者数とその料金総額がわかれば知らしていただきたい。と申しますのは、これもわかれば非常にけっこうなんです。事業をやつておる人たちの利用度が多いかあるいは普通の住宅での利用度が多いか、その収入源はどうなつておるか知りたいということなんです。そういう点でお尋ねしていただくわけです。

○横田説明員 今のお話の個人住宅用のものと、それから事務用のうち構内交換機を持つておるPBXを持つておる人、そうでないもの、この大体三つに分けて市外の数字を調べて出してくれ、こういうことです。

○谷口委員 そうです。

○横田説明員 市外だけを分析してですか。

○谷口委員 市外だけです。こういうのはほんとは先に皆さんにお願ひして文書でデータをもつておつた方がよかつたのですが、時間がなかつたもので、それから大へん御迷惑をかけて恐縮だと思つております。つまり私は、最近皆さんに、公社に御厄介になつて、東京では事務所用をとつて、京都では住宅用をとつたわけですね。これははっきり基本料金は違いますし、それからいろいろなところが違ふ。だからこれははっきりわかるものだと思うので、その事務所用のもので、今申しましたように単独電話を持つておる人、それから代表電話を持つておる人は幾つか持つておりますから、その代表電話を持つておる加入者、それから構内交換機を持つておる加入者、それを三つに分けた加入者数あるいは料金総額といふのがわかれば、これは非常に大口利用者の利用度なんかもよくわかるのではないかと、そういう点で実はお尋ねしていただくわけです。

○横田説明員 ただいまのお尋ねのうちの加入者数の方はわかりたいと思ひますので、できるだけ早く調べて提出いたすようにいたします。

それから市外の方につきましては、先生も御承知のように、たとえば東京から横浜へ電話をかける場合に、加入者がダイヤルを回すと自然ににつながるわけですから、それが住宅用からかかたかあるいは事務所からかかたか、PBXからかかたかという統計を特にとればとれますが、そういう統計を今までとつておりませんので、ある程度のサンプル調査が必要かと思ひますが、全国にそういう統計をとつておられませんけれども、あるいはある局を

対象にしてやるとサンプル調査ができるかと思ひますので、必要に応じてはこういうことをやらしていただければとれないこともないと思ひます。

○大泉説明員 今のお尋ねの加入数につきましては、数字が手元に見つかりましたのでお答え申し上げますが、三十四年度末の統計でございます、全国加入者三百八十八万の中で構内交換電話、要するにPBXを持つておられます。これは結局代表番号が大部分でございますが、それが十五万七千八百ばかりの加入回線数がございまして、

実は今おつしやいました代表番号を持つておるの、大口加入なり一般の事務用なりあるいは住宅用なりの収入はどうであるかということにつきましては、先ほど副総裁が申しました通り、通常の統計ではわからないのでございしますが、実はこの料金の検討をするにあたりまして一、二サンプル的に見たものがあります。ただいまこの手元に持つていないのですが、大体覚えておりますので申し上げますと、都市によりまして非常に利用度数が違ふのでございまして、この構内交換電話を持つておるような加入者の利用度数は、事務用の数倍に上るといふような数字があつたと記憶いたしておるわけでございます。

○谷口委員 なかなか私が聞きたいことがわからぬのでありますけれども、しかしこの「日本電信電話公社の概要」というパンフレットの五十二ページに、電話加入者の産業別構成という報告がございまして、これは農業から始まつて十幾種類の産業、事業別に書いて、その加入者の構成比を出しております。ここが調査できておるの

ですから、私は料金収入もわかるのじゃないかと思ったのですが、わからなければいいです。たださっきお答えさせていただきました事務所用の加入は九〇%、住宅用が一〇%で、料金を大まかにいえば、住宅用は大体総収入の六〇%くらいということですから、事務所用はその残りの九四%というようによく考えられますから、大体わかるわけがあります。ですからそのところはまああつこうです。

実は、事業をやっている事務所用の電話は利用者が非常に多いし、その中でも構内交換設備を持っている大口事業者の利用が非常に大きなウェートを占めているのじゃないか。特に長距離電話——現在市外といっておるのは近頃いともありましたが、そこを利用する人が非常に多いのじゃないか。そういう点多いのか少ないのか、実的に知りたいと思つたわけですが、大体多いいというふうに見てもいいようです。そうなつてきますと、さっきおつしやつたように、今度の料金改定の問題がちよつと問題になる。何か一ひかかるような質問で恐縮ですけれど

ども、電話はもうかっているのでありまして——これはあとでその方に話を進めたいと思うのが、二千億くらいのの料金収入があって、そのうち四百億ですか五百億近くを設備投資に入れていえるということですから、まるもうけなものです。そういう非常に大きなものですね。そういう公営企業でありますから、従って料金改定において考えなければならぬ面として、新しい設備投資をやって自動化をさらに拡大していくという面と同時に、利用者への料金サービスをやるという面も考えらわ

るべきじゃないかということが一つ言えるわけです。きのう参考人が見えまして、賛成者が何人かと反対者が何人かいらっしゃったが、その中で全消連ですか、消費者団体の方で、サービスの問題で料金が安くなることを望んでいる方がありました。その両面が考えられなければならぬと思うのです。ところがそうならないで、少なくとも現在のもうけを維持する。大体三十億の減収になることを見込まれた制度を作

収入のもうけを確保するという態度をとってやっていられる点に少し問題があるのじゃないかということ実はもう少し詳しく聞きたかったわけですね。この場合、大事業会社に利用度が非常に高い市外電話の料金を上げないで、むしろ安くするということになってきますと、それは意図があつてやつたのじゃない、結果としてそうなったのだというさつきの御説明がありましたけれども、だいたい問題になるのじゃないかと思うわけです。そこらの問題をお考えになつて料金体系をお考えになりましたかどうか。

○大易説明員　今お尋ねの点につきましては私たちもいろいろ考えてみたのでございます。今度の料金体系の改定につきましては、体系自体を近代化に即応することを趣旨にしまして、あまりに料金変動を起こすというところはいろいろむずかしい面もございますので、理想的には参っていないのでございますが、今度の料金体系を適用したた場合、一部に不公平な影響の及ぶ方があるということもいろいろ考えてみたのでございまして、市外通話の利用の度合い等につきましても、確かに

おっしゃいます通り長距離というのは事業用度数が多いわけでございます。ただ全体の通話数では事業用が多いのでありますが、市外通話自体の占める率になりますと、都市によつてはやはり同じような率を占めているものもあるでございます。近距離等についてどういう影響が及ぶかということも考えてみたのですが、ことに近距離の待時通話の十キロ負担というような料金につきましては、特にこれを三

分間九円にするといふような措置も講じてありますので、そのような負担力の割に少ない面にも、今度の料金改定の減収の方面の及ぼす、いわば加入者に得になる影響も及んでいるものと考え、る次第でございます。個々の申しますといふいろいろありますが、全般的に見ましてこの近距離通話の利用者にも相当の利益が均霑しておるといふ工合に考える次第でございます。

○谷口委員　いろいろ考えておやりになっているのでしようけれども、私どもが考えますのは、電話事業は国民に對するサービスの事業として重大な公共性を持つていふのでありまして、その場合この生活に及ぼる、この単独電話、

場合、信守で使われている郵便電話、これらが一応生活の中で使える電話、これらの利用者の人たちが公社のお客様としては一番基本になるのじゃないか。これはこの前、郵便料金の面でも私言ったのですが、一方は電話を使って事業の経営のために利用する、そういう面を持つておるのですが、他方は、つまり国民大衆は、全く日常生活の中で使つておる。そういう性格を持つておる。大衆に対するサービスという点を公社としては、公社の公共性からいいますと一番大切に考えていかなければならない。つまり公社のサービス

という問題になると基本的にはこうい
う一般大衆の電話利用というものに
こたえていくというような態度が大切
じゃないか。その点では今度の方が逆
でありまして、やはり大資本の利用度
の多い市外電話を高くしなかった、あ
るいは安くなるのか、いずれにしまし
ても大資本の利益のために使ってお
る電話の料金をむしろ下げるといふよ
うな面が出て、一般大衆の利用してい
る面ではそれが考えられないということ

て、そこにはやはり問題があるのではないか。公社の公共性から見まして、この点は非常に大切な問題じゃないかというふうに考えておるわけです。そういう点で、大事業会社がどうだというような、もう少し突っ込んでいろいろお聞きしたいと思っておりますが、これは後ほどその資料をいただければいいですし、もう一べんわれわれ考え直してみたいと思います。今度の料金改定は、なるほど値上げにならないかもしれないが、値下げになったとすればその利益を受けるのは事業会社ということになっておる。あなた方そういう意図はないかもしれないが、客観的にはそ

うなっておるといふところにやはり問題が一つある。今後われわれやはり解決しなければならぬ問題があるように思うのです。そこらの問題を一つ明らかにしていきたいと思ふのです。ですからここにある「日本電信電話公社の概要」の中に出ております。先ほど申しました産業別構成、この範囲内でも詳しい資料がございましたら、単にパーセントだけでなく、実数があります。たらいいただきたいと考えております。

○大泉説明員　ただいまのお話の産業別構成は、実は加入者について一々そ

の職業を当たつたのでございませう。で、調べる事ができるのでございませうが、この市外通話等を加入者別に、職業別に調べるといふことは実は事実上困難でございまして、私たちこの料金改定について検討します際には、先ほどお話しになりました大口利用者と一般事業用電話、それから住宅用というふうに分けてまして、しかもサンプル的に都市を幾つかとりまして、この變動を検討してみておるのでございませう。

説明できると思いますが、ここにありません。産業別のこまかいものはあるいは困難かと思ひますので、御了承願ひたいと思ひます。

○谷口委員　その資料はできまじたら後ほどちょうだいすることといたします。

ところで、この表の中に公務というものがある。五・五九％あるわけですね。公務というものの内容は官庁か何かですか。

○大泉説明員　これは官庁とかあるいは地方庁とかいったようなものではないです。

○谷口委員 この種職と部門別の料金
収入なんかわかりますか。
○大泉説明員 先ほど申しました通り、これは加入者の職業別によつてやつたのでございますが、収入自体としましては市内料金、市外料金一本にとつておりますので、これを分別することは困難であります。
○谷口委員 わかりました。これは官庁あるいは地方庁に勤めている個人という意味ですか。
○大泉説明員 これは個人別ではございません。

○谷口委員 そろそろと、たとえは郵政省なら郵政省あるいはどこか官庁、京都府なら京都府ということになるわけでありまして、従ってその内容と料金なんかわかります。

○大泉説明員 実はその点はお客様別にどういふ収入がどういふやり方はしてないでございまして。これは調べればわかるわけではございますが、全部現場に資料がありますので、本社はそういう統計のとり方はしてないでございまして。

○谷口委員 何にもわからないということになります。それではしょうがありません。それでは専用回線利用者のことについて伺いますが、この専用回線の利用者は一体どこが多いですか。この利用者の名前と回線数それから距離数、料金収入なんかわかりますか。

○大泉説明員 専用線につきましては今おっしゃいますのは利用者個人別という御趣旨でございまして、そういうお客様のこまかい統計は本社ではとっていないでございまして、大体の点を申し上げますと、専用線の収入は百五十七億程度でございまして、うち電話専用料、これは警察電話専用とか放送新聞専用、テレビ放送中継専用、それから官庁電話専用その他を含めまして百十億、電信専用が三十億、その他、合計百五十七億でございまして。なおこの回線数とかキロ程というのは市内専用等は非常にこまかい回線が多いのでございますが、市外専用の点を概略申し上げますと、全部で一万回線、そのうち電信が二千回線、電話が八千回線というのが三十四年度の数字でございまして、三十五年度はこれ

が大体一万一千回線程度になるものと考えておる次第でございまして。これをお客様にということとすると、実は私たちがほうほう統計のとり方をしておりますので、特別操作しない限りはわかりません。

○谷口委員 そうですか。専用回線というの、たとえば警察とか防衛庁、駐留軍、それから官庁、新聞、放送、その他というふうにはつきりわかりませんか。

○大泉説明員 料金の違うもの種別別にはわかるのでございまして。先ほど何か産業とかおっしゃって、その区別別とおっしゃるとちよつとわかりにくいと申し上げたのでありますが、警察専用あるいは放送・新聞専用あるいは官庁専用というふうな区別ならば、大体の料金額等はわかるわけではございます。

○谷口委員 その警察とか防衛庁、駐留軍、官庁、新聞、放送、その他というの、民間工場なんかもあると思うのですが、それに基づいての各回線数と距離数とそれから料金収入の概略がわかりましたらお知らせ願いたいと思ひます。

○大泉説明員 料金額で申し上げますと、警察専用では二十四億、駐留軍では十七億、放送・新聞専用では二十六億、それから防衛庁は官庁電話と全部一緒になっておりますので、これが合計十三億、テレビ放送中継専用は二十五億、ほかに電信専用について総括三十億という工合に、今年度大体その程度に見込んでいますのでございまして、この回線キロ程等につきましては非常にこまかくわかりますので、

概括で申しわけありませんが、この料金で大体推定していただけたらと思うわけではございます。

○谷口委員 この専用回線の課金算定基準というの、普通と同じですか、それとも違いますか、安いか高いかわかりませんか。

○大泉説明員 今御質問の専用料と申しますと、結局新聞、通信、放送と警察については法律上安くするということになっておりますが、その他のものにつきましては同じでございまして。

○谷口委員 私は不勉強で法律をよく知らないのですが、どれぐらい安くなっておりますか。

○大泉説明員 警察電話につきましては、一般専用に対して警察専用は二割ちよつとでございまして。

○谷口委員 新聞はどうですか。

○大泉説明員 新聞は三割でございまして。

○谷口委員 警察電話の場合、警察の専用電話として人事問題はどうなっておりますか。公社自身が管理して警察の電話をただ受けているというのか一般と同じでありますか、それとも特別に警察の人が来てやっているのか、あるいは監督を受けてとか何とかそういう関係がありますか。

○大泉説明員 警察につきましても基本は一般と同じでございまして。

○谷口委員 基本は一般と同じとおっしゃると、何か別なことがあるのですか。

○大泉説明員 と申しますのは、たとえば端末の交換台等は警察が自営でやっておりますので、そういう点で公社の直営の交換台と違いまして、その点が多少異なっております。

その運用は警察の人がやっておるというところでございまして。

○谷口委員 駐留軍との関係、これを少し明らかにしてもらいたいと思うのですが、駐留軍の方はやはり専用回線ですか。

○大泉説明員 駐留軍も専用線を持っておりますし、そのほか一般サービスの利用もいたしております。

○谷口委員 駐留軍と一般官庁といいますが、どういふ官庁ですか、たとえば調達庁なんかだという意味ですか。

○大泉説明員 ちよつと答弁が聞き苦しかったかと思いますが、一般サービス、一般市外通話も使っているというところを申し上げたのです。

○谷口委員 専用はないのですか。

○大泉説明員 専用は先ほど申しました通り大体年間十七億程度の専用を利用されております。

○谷口委員 その回線数はわかりませんか。

○大泉説明員 実はお手元の資料の四十五ページにございまして。これは非常に概略でございまして、駐留軍の回線数、キロ程も載っております。回線数が市外回線で十一万四千キロ、二百六十五回線でございまして。

○谷口委員 回線の場合はやはり料金は安いのですか。それとも一般料金と同じですか。

○大泉説明員 駐留軍の料金については別途協定しておるのでございまして、その金額は一般官庁と同じでございまして。

○谷口委員 駐留軍関係で私は実は聞きたいことがふんふんあるのです。たとえば特別電話局問題があるようでありまして、それから米艦が神戸なら神戸に入港したときに岸壁電話――岸壁電話には会社があるようですが、それを通じての関係の問題があるようでありまして、それから千代田丸事件というふうな問題も公社の問題では起こっております。それからサービス料金の未収金、まだもらってないという問題、これは国会で何回か問題になっていくことと。この点について少し聞きたいと思つておられますけれども、私ども今資料を集めておりますので、その上に立って別途にお聞きすることになります。ただ駐留軍との関係の問題ではいろいろな条約や協定がありまして、公社としても御迷惑にならないところもあるんじゃないかと思ひますが、これは次の機会にお聞きしますから、それに正確に答えていただければ、御用意をお願いしたいと思います。問題は今ちよつと申しました幾つかの問題がございまして、今まで国会で問題になりましたものもなかから明らかにされないままに残されている問題でございまして、公社と駐留軍との関係、従つてまた公共事業としてのわれわれ国民の事業と駐留軍との関係の問題を明らかにしたいと思ひますが、これはきょうは申しませんが、今度の場合正確に答えられるようにしておいていただきたいと思います。問題をちよつと申し上げさせていただきます。特別電話局の問題、それから米艦入港の場合の岸壁電話の問題、これは労働者の問題でもあるわけでありまして、その他いろいろ問題があるようでありまして、それから千代田丸事件の問題も、まだ解決しない問題で、これもあります。それから未収金の問題、こういうふうなところを一つ資料をそろえておいていた

だきまして、国会ではつきり国民に解明できるようにしておいていただきたいと思います。

先に進みます。今度のこの料金改定によりまして課金装置とでもいうのでしょうか、新しい装置でおやりになると思うのですが、これは来年の実施期までにその新しい装置を整備されるわけでありまして、どれくらい金が必要ですか。新しい方向でやるためには課金装置が新しくできる、そのための大体の総経費は幾らくらい要るわけですか。

○平山説明員 お答え申し上げます。今私どもといたしましては、来年の九月末を期して、もし法案を通過していただきたならば切りかえを実施したいと考えておりますが、その際必要な課金機器につきましては新しく購入するものもありません、現在自動即時通話として近距離の市外通話に使っている課金機器を改造するものもございますが、改造費と新しく買うものを含めまして大体十億から十一億くらいの経費と見ております。なお参考までに申し上げますが、これを全部新しく買った場合にはどの程度になるかといえますと、大体四十億余りの金が必要と思いますが、実際は先ほど申しましたように相当部分改造でやりますので、十億から十一億くらいの経費に相当すると思っております。

○谷口委員 これは自動化の交換機の種類によつて装置も変わるようでありますが、幾種類かを試験中のようにすけれども、そうですか。

○平山説明員 まず距離別時間差法で自動即時通話、市外通話を即時にやる機器につきましては、私どもは五機器と

いいますか、カールソン、外国の名前ですが、A B C DのKをとりましてK機器、これを使う、こう考えておりますが、これが非常に多いわけでございます。

なお、その種類が多いというお話がございましたが、実は一般の市外電話の交換方式といたしまして現在電電公社で使っておりますのは、東京、その他全国的に一番広く使われておりますのはA型の交換方式、それから次に使われておりますのは、大阪とかあるいは横浜、北九州等で使われておりますH型の交換方式、あるいは最近実用化いたしました使っておりますクロスバーの交換方式、その他数量はわずかでございますが、特殊な自動交換方式がございます。正確に申し上げますと、この交換方式が違いますと課金機器も若干変わって参ります。そういう意味におきまして種類が幾つかございます。しかしいづれもこれは距離別時間差法による市外自動即時通話用の課金機器でございます。

なお、これは新しく買う分でございますが、現在使っております自動課金方式は3 Z方式、あるいは2 Z方式といふのを使っておりますが、これを改造いたしました、今の距離別時間差法に料金が変わつてもまた課金の性能も変えられるように、こつくり改造もいたしますので、こつくり機器は新しく買ふものと種類としては別なものになると思ひます。そういうような意味でございまして、こまかく申し上げますと、いろいろな種類がございますが、大きく申し上げますれば、距離別時間差法の課金機器というものは幾つもあるわけではございません。

○谷口委員 A型交換機とかH型とか、あるいはクロスバー型とかという交換機につけてやつていく課金装置というものは、これはそうたくさんないやうにおしやるのですが、これらは今どのメーカーと契約をして準備をやらしてあるか、あるいは数量、単価がわかりましたら、お知らせ願ひたいと思ひます。

○平山説明員 自動交換機は現在公社は四つの会社から購入しております。電氣、日立製作所、富士通信機、この四つの会社から購入しておりますが、最初申しました日本電氣、沖電氣、日立製作、これがA型の交換機を作っております。それからH型交換機につきましては、主として富士通信機がこれの製造に当たっております。

それから単価というお話がございましたが、交換機の単価でございまして、今度の課金機器の価格でございまして、その点はつきりしません。

○谷口委員 課金機器です。○平山説明員 課金機器につきましては、これから新しく買ふものでございまして、はつきりした価格がきまつておりませんが、大体一回線当たり新しく買ふ場合には五、六万円、かように考へております。

○谷口委員 どの型ですか。○平山説明員 先ほど申しましたが、距離別時間差法に必要な課金機器関係でございまして、これは交換方式が変わつても単価はほとんど変動ない見込みでございます。

なお、数量につきましては、来年の九月末のときに自動即時回線が何回線

になるかということできまして参りますが、今後の呼量の伸び等によつて、はつきりしたことはわかりませんが、現在推定いたしておりますところによりますと、六万五千回線くらいではないかと存じております。先ほど申しましたように、六万五千に今の五、六万円、課金機器にちよつと付帯的なものがございまして、それを全部かけますと、先ほど申しましたように、全部新品で買つたとすると四十億余りでございまして、ですから、新品で買つた場合には一回線当たり平均六万五千円くらいの数字になると思ひますが、前に申しましたように、実際は相当改造でやりますので、総額としては十億から十一億程度で済ませたい、かように考へております。

○谷口委員 交換機の種類いかにかわらず、自動化のものでしたら課金機器は同じものだとおしやるのだから、課金装置、課金機器といふものは日本で発明されたのですか。それとも外国からの技術導入ですか。

○平山説明員 距離別時間差法と申します料金制度は、日本の発明ではございませんで、欧州方面でも西独やイギリス等において実施しているものでございまして、これに使用します課金機器は、輸入品を使用するのはございませんで、先ほど申しました四社のメーカーにおいて作らせるつもりでございますので、技術的には日本の技術でこれを作つて、公社としてこれを購入しよ、かように考へております。

○谷口委員 それじゃ特許権はありますか。○平山説明員 私ども今まで聞いたところにおいては、特許問題はないやうに聞いております。

○谷口委員 今度の料金改定問題では、課金機器はお金の額にすると四十億とかいふのですから、公社の事業から見たらわずかだと思ひますけれども、それにしまして、四つのメーカーにだけ契約されてゐるというのはどういうわけでしょうか。もつとたくさんいろいろメーカーがあつて、そこらにうまく競争させるといふわけにいかないのですか。その点どうですか。

○米沢説明員 ただいまの御質問にお答えいたします。課金機器は値段はあまり高くないのでございまして、性能を必要としております。現在自動交換機を多量生産いたしまして供給できるといふのは、先ほど施設局長が答へました四社でございまして、その四社にやらせたいといふふうに考へております。

○谷口委員 いただきました資料を見ますと、その前にいろいろたくさん書いてございまして、ここには「例えば公社と契約している業者は、主要品目についてみると、電話機七社、交換機八社、無線機器八社、搬送機器九社、ケーブル十社、探線六社、通信用ゴム線十四社となつてゐる。」といふ報告があるわけですが、機械々々によつていろいろなさつていらつしやるのだと思ひますけれども、自動交換機を作つてゐるメーカーがやはり便利だとか、あるいはその交換機につける課金機だといふことでここにきめてゐるといふお答えでございまして、私ども見た場合にもつとメーカーを十分に活用

して——これは単に課金機の問題だけではありません、公社の事業の上で必要ならゆる機械や設備その他、そういうものを相当経済的に購入できるような手段を講じていられしやるのかどうかという点でかなり疑問を持つのです。ここらについてやはりはっきり国民にわかるようにお答えいただいておいた方がいよいよ気がするのです、いかがでしょうか。

○米沢説明員 今自動交換機につきまして御説明いたしましたのでありますが、自動交換機につきましてはいわゆるA型という方式とH型という方式とそれから最近ではクロスバー方式というものと三つあります。それでメーカークの数について御質問がございましたが、われわれとして一社でやるという事は考えておりません。これは技術の向上という事、それから火事とかそういういろいろな問題がありますので、少なくとも二社以上にやらしたいというように考えております。しかしこれを非常にたくさんにやらせることがいいかどうかにつきましては、現在技術革新の面で非常に全体が進んでおりまして、たとえばクロスバーの例を申し上げますと、その心臓部というようにワイヤスプリングリレーに至りましては相当な注目をすることが経済的と考えられますし、それからこれを非常に広い範囲に作らせると、結局品質が十分確保できないというように考えられます。現在のところ四社で十分であると考えております。

○谷口委員 実は私が調べたところによりまして、A型交換機用のものをやらしているメーカークというのは日立——先ほど日立、日電、沖電とお

しゃったのですが、H型の場合は富士通信機、それからクロスバーの場合は日電というようになことを知ったわけですが、これは一つの例でありまして、自動交換機にしましてはA型の場合は日電なり日立なりがやっている。だからそこが課金機の場合は一番便利だという言い方を逆な言い方をいたします、こういふ電気機器の大メーカークというのは日本に相当ありまして、また大メーカークでなくても中小メーカークで相当あります。それらの全体の中でどこが安いものを作るかということ、入札制度があるわけでしょうが、そういう点からの契約という方式でなくしてむしろ研究段階からこういふ特定のメーカークと公社との間に何か関係があつてそこで研究させるとか、あるいは公社の中の研究所でやつたものをそこでやらせるというような問題があるのじゃないかということ、国民の目から見れば考える面がある。言いかえまして独占的な価格でもって購入するようないふ方を公社がやっているのじゃないか。そうじゃなくて、メーカークに大いに競争させて、いいものを安く入れさせるといふ方式を平生からとっていないのじゃないか、その現われとして今度の場合は課金装置では三つか四つのメーカークに膠着してしま

う。それを聞いてみるとその課金装置の基本になる自動交換機の型がそこでなされているからだといふようにおっしゃるけれども、その全体を逆に見ますとやはり大へん危険なものがあるのじゃないか、そこをもう少しはっきりさせていたがたい。

なぜ私がこういふことを申すかといひますと、われわれしるうとがわかり

ます電話機なんかで、今普通に私ども使っている電話機と同じものが、各農村で、いわゆる有線放送で、公社が入れている値段よりもはるかに安いものが他のメーカークから入っている。これは皆さん御承知の通りです。そういう電話機一つしるうとが見まして、公社が購入している値段よりも安く生産されておる。公社とメーカークとの間の何か特殊な関係でもって、公社の必要とする部品なり機械なりを契約し購入するといふものがありますと、安くいものを作るところを探し出して経済的に購入するといふ面がやはりそこなわれるのではないかと問題があるわけですね。ここらにもう少し国民全体がわかるように御説明願いたい。

○米沢説明員 ただいまの御質問にお答えいたします。たとえば例に出ました電話機の問題でございますが、この電気通信網の全体に接続いたします電話機といたしましては、いろいろ技術的な非常にむずかしい条件がございます。たとえば伝送特性はどうであるとか、その中には周波数の幅をどのくらい与えなければならぬとか、あるいはまたその機器の安定度とか、いろいろの要件がございます。たとえば今話が出ました農村電話等に使用します電話機といふものは、その明瞭度におきましても、あるいは伝送特性その他におきまして、現在私どもが加入者線の中に使っております電話機と品質的に非常に違つておられますので、結局それをそのまま使うことができないといふことになっております。電話機につきましては現在六社から公社は購入しております。

○谷口委員 そういふ専門的なことを

言われると私も全くわからなくなつてしようがなくなりますけれども、電話機なんか現在公社に入れている大メーカーク、今の公社が入れている値段よりも安く入れているメーカークは幾らでもあると思う。私どもでも知っている。その場合は皆さんがおっしゃるような不備なものでなくて、皆さんの考えておられるような、要求されるような規格にちゃんと合つたものを考えた上の話です。だから私は例に農村における有線放送の電話機なんか言いましたけれども、そういう問題が甚だしいいろいろな面で公社のやっておられる契約の問題です。いろいろ話はあります。そういう点でこの問題が触れたんですから、もう少したとえば課金機なら課金機の問題、電話機なら電話機の問題、あるいは自動交換機なら自動交換機の問題ではつきりさせていたがたい。

○横田説明員 どうも専門家のお答えがあまり専門的過ぎるという事でありますので、私あまり専門家でないもので、そういう立場からちょっと申し上げたいと思ひます。

通信工業界の数をもっと多くしたらどうか、こういうお話であります。が、実を言いますと、お手元の資料にございますように、「わが国の通信工業界は多数のメーカークが群立し、諸外国に比較して資本的にも技術的にも脆弱なものが多く、諸外国に対する特許料の支払を見ても、昭和三十三年では二十数億円の多額に上つてゐる。アメリカにおけるウェスタン、ドイツにおけるジーメンス、オランダにおけるフィリップス、スエーデンにおけるエリクソン等の諸会社は、それぞれの国にお

ける通信資料の生産量において卓越した地位を占めており、従つて、それぞれの電信電話主管庁あるいは企業体の発注もこれらの諸会社に集中的に行われているのであるが、わが国では大部分の品種が典型的な分散生産、従つて分散発注されている実情にあり、この傾向は戦前より戦後の方が顕著となつてゐる。」われわれの国の通信メーカークも今後世界的レベルにおいて相当競争力を持つていくべきだと思ひますが、そういう点から言いますと、なおわが国の通信工業界は少し乱立しておつて、むしろ数も、必ずしも少ないどころか、今の発注量に比べて少し多いのじゃないかというやうなことがいわれておるくらいな状況でありまして、決してわが社が特別な関係においてこれをしぼつておるというわけではないのであります。先ほどの交換機につきましてもストロージャー方式、御承知のA型方式は、これは英米方式であります。これは三社がやっておる。H型のジーメンス方式は今の富士と日本電気がやっておる。クロスバーについては、今日本電気というお話がございましたが、日本電気だけでなくて、四社がやっておるわけでありま

す。ただ経済的生産性という点から、今のワイヤスプリングリレーは、経済的生産単位が、今の日本の注文量は、四社全部かかたら非常に少な過ぎるというやうな点から、ほんとうは一社くらいがいいんだけれども、必ずしも今一社に制限せずにはやっておる、こういうやうな状況であります。

なお発注価格の点につきましては、私の方では、こういう会社と隨意契約にするというかわりに、価格につきま

しては、われわれの方で原価計算方式という、これは各方面でも原価計算方式としては相当優秀なものとして認められておりますが、そういう方式によつて原価計算をいたして、それを基礎にして価格をきめておる。こういうような方式をとつておるわけでありまして、御指摘のような点については、われわれとして相当万全なことをしてきておるつもりであります。

○谷口委員 副総裁が語るに落ちたという事です。なるほど大きなメーカーは独占集中されていく方向をとつていく。たかさんの製造メーカーがあつたのじゃ、なかなか独占価格は維持できませんから、一緒になつて集中されていくという方向をとつておるの事は事実であります。ところがそれをだれがやらしているという事です。それはメーカー自身の利益のためにもやつておられますが、しかしこの際、その独占集中の方向に公社が一役買つておるという問題がないかどうか。

もう一つ私はあると思うのです。この資料にも書いてありますが、公社の関係の代表者では、外国からパテントを入れたものにロイヤリティを相当出しておる、その金額もここにあげておきます。二十数億くらいあるだろうといつておるわけなんです。外国の技術提携などによつて——主としてアメリカだと思ふのですが、技術提携なんかによつて日本の独占企業に關係をつけ、それがまた集中されて独占価格が維持できるような体制を促進する。そういうことに公社が、国民から料金をとつてやつておる国民のサービス事業、こういう事業を通じて、この独占集中を促進するという役割を果たして

おるといふ問題です。それが今度の場合、小さな問題だけれども、課金機なんかでも、四社とかわけずかの社に契約して一年先あるいは一年半先のことを、すでに契約済みでやつておるというやうな問題があるわけですよ。だから、あなたがそうおっしゃることは、逆に公社に落ちたということになる。そういう点、どうですか。

○横田説明員 今の、メーカーの数を非常に多くしたら製造コストが安くいくかどうかという問題につきましては、先ほど申し上げましたように、メーカーの数が非常に多くて乱立したのが普通でありまして、私たちの場合は大資本擁護という意味でなくして、今の製造コストができるだけ安くいくやうな方向がほんとうの方向であらう、こういうことを申し上げておるわけでありまして。そういう見地からいいますと、わが国の電氣通信工業界においても、決してまだ技術的資本的に十分その基礎ができておるという段階ではないといふことを申し上げたわけでありまして。決して大資本擁護とかそういうこととでなくして、できるだけ製造コストが安くいくものができるように、われわれとしてはメーカーに対しても考えていく、これが本筋でありまして、大資本擁護とか、そういうやうなつもりで、私たちは対処しているわけではないのであります。

○谷口委員 あなたはそういうふうにおっしゃるけれども、たとえば電話機の場合、私がメーカーの名前を言ったのじゃ、何かメーカーの手先みたいで、金をもらつたのじゃないかと痛くもな

い腹を探られるのはいやだから言いませんけれども、大メーカーで、今公社が入れているのよりおれの方は安く入れるというのがあります。私は、メーカーはたくさんに注文したら安くくんの、そんなことを言っているのじゃないのです。あなたが要求する規格にちゃんと合つたものを作るいろいろなメーカーがあるとするれば、やはりそれに競争させると、それこそ自由主義経済に競争させると、そういうやり方の中で発注がなされるやうな、建前はそつたやつておるのですが、実際はそれが行なわれていないという問題があるんじゃないかといふことです。だからこれはあとに結論でなしますけれど、この二つは国民から非常に注目されておることは事実です。そういう問題をやはり考慮されておるかどうかを、私は今度の料金改定の一つの問題として聞きたかつたわけなんです。だからさうおっしゃらないで、もう少しそこら

のところを、あなたの方の主観はどうであれ、公社の果たしている役割、公社はことしは予算では二千五百億の収入がある。もうけはどつさり。それでもつていろいろな新しい設備をやるといふので日本の独占資本との關係を作つておる。それは大仕事です。そういう中で公社という公共事業体、この国民の事業体を通じてやつておる独占の奉仕といひますか、あなたは擁護じゃないと言いますけれども、客観的にはさうなつております。またさういふやり方をしておる。その点を私ははつきりさせる必要があると思ひます。特に關係大メーカーと外国との關係です。あなた方もおっしゃる通り

に、二十数億の特許料を出しておる。そういう關係もありますし、あとに聞きたいんですが、今度外資を導入されるでしよう。二千万ドルか、これは借りることにになりましたか、そういう問題もあります。そうしますと外国へだいたいばらばらにいき、日本の独占公社が独占集中していき、日本の独占公社が、国民の料金でもつて経営しておるその事業体を通じてそれに奉仕するといふ役割を果たしていることは事実じゃありませんか。しかも今度の料金改定では、さつきからあまりはつきりしませんでしたけれども、一応皆さんのおっしゃることを信頼すれば、やはり大事業をやつておる利用者に多く使われる市外電話、長距離電話は安くするといふやり方をやつておる。物を高く独占価格で買つてやつて、しかもその利用する電話料金は、こういう中에서도できるだけ安くするといふやり方です。そういうやり方については、国民は決して今度の料金改定については賛成できないものを持つておるだろうと思ふ。さういふ点どうですか。これは特に郵政大臣なんかに、さういふ点お聞きしたいと思ふ。さういふ方向で、あなたの方のお気持ちがどうであつたにしても客観的に役割として果たしている。これは国民としてはなかなか承服できないものです。はつきりさういふことを打ち破るというやうな方向を信念としていつでも持つておられるかどうかをお聞きしたいと思ふのです。

○小金国務大臣 電話電信等の設備及び機械についての値段、及び客観的に集中資本とか、あるいはまた独占資本とかいふ言葉が出ましたけれども、私の承知しておるところでは、電

電公社としては、一社に独占させない、競争的にやらせるという建前でありまして、競争も、これは限度がありまして、いかに自由主義だからといひまして、過度の競争になつたら大へんなことになりまして、そこらは適当な数と技術と実質をならみ合せて勉強させていくといふのでありますから、必ずしもその御非難は当たらない、むしろ現状におきましては健全な運営をしていくのじゃないかという見方を私はいたしておきます。これは客観的に谷口さんは大資本に奉仕しておるとおっしゃいますけれども、それは客観的に奉仕しておるといふ主観だと私は思ふのであります。必ずしも客観的に奉仕しておるといふ客観性はそこに私は認められていないんじゃないかといふふうに考えておられます。

○谷口委員 大臣なかなかまいこと言うのでないですが、ここの点はまたいづれにしまして先に進みます。

五カ年計画の見通しですね。これはだいたい何回もこの委員会でも問題になつたのですが、先ほど午前中の受田さんの話の中にもありましたから、私も別な角度からちょっとだけ触れます。これは第二次五カ年計画といふのは来年度くらいで終わるわけですが、さっきの話では昭和四十七年くらいまでの長期計画を持つておる、従つて第三次五カ年計画といふものを引き續いておやうになるだろうと思ふのですが、第三次五カ年計画の終わりには大体公社のお考えでは、私どもの調べたところによりますと、現在の入級局以上が全部、九級局の六〇%くらいを自動化するという計画だといふやうに何つたのですか、さうですか。

○伊藤説明員 お話のように第二次五

カ年計画が三十七年度で終りまし
て、引き続き三十八年度から四十二年
度にわたります第三次五カ年計画を目
下策定の作業中でございます。従いま
して作業段階におきましていろいろな
過程を設けて私どももやっております
でございます。と申しますのは、けさ
ほどもお答え申し上げましたように、
かりに昭和四十七年度におきまして申
し込みに全部応ずる、あるいは全
国をほとんど即時通話にいたしますと
いたしまして、そのやり方にはいろ
いろやり方があるのでございまして、
それをやりやすためのいろいろなやり
方を全部作り上げて検討するといふこ
とは、非常に手数もかかりましてむず
かしゅうございまして、一応のやり
方の一案を作りまして、それによりま
してでき上がった姿が一体どうなる
か、それが資金的に見まして、あるい
は要員的に見まして、はたして円滑に
実施できるかどうかというところを
いたしまして、その結果修正すべきと
ころは修正する、あるいは根本的にや
りかえる必要があればやりかえるとい
うつもりでやっておりますのでござい
まして、四十二年度におきまして八級局を
全部自動化する、九級局を全部自動化
するといふことをきめてやっております
わけではございません。

○谷口委員 十年後にほとんど即時自
動通話ができるようになる、そういう
お見通しをするといふことはなかなか
大事業であります、そういうことにな
ることを私も非常に望みますが、
その中ではどうでしょうか、最近所得
倍増計画の中でいふん問題になつて
おります工場地帯といふまいやうか、

大きなコンビナートあるいは大工場、
企業集団といふのを地方々々に作つて
いくといふような構想があつて、幾つ
かの議員立法も出ておるわけでありま
すが、こういう地帯と東京、大阪との
関係、電話の接続、そういうつまり所
得倍増計画、経済拡大計画の地域計画
との関係で五カ年計画を策定しつつ、
そういうものの構想を考へておられる
かどうか。

○伊藤説明員 終局の目標は電話が申
し込まれたならばいつでもつく、
あるいは全国即時通話にするといふこ
とであります、その途中におきまし
てやはり順序がございまして、その
順序をきめる意味におきまして、所得
倍増計画に考えられております点を十
分参酌していきたいと思へておる次第
であります。

○谷口委員 さつきちよつと触れまし
たが、外資、これは借りることになり
ましたか。

○大橋説明員 外資の導入につきましては、
去る二日、日本の時間にするとし
ては、三日にニューヨークにおいて契約をい
たしました。十日に二千万ドルの外資
を受け取ることができました。

○谷口委員 条件はどういうふうにな
つたでしょうか。

○大橋説明員 二千万ドルのうち千五
百万ドルが十五カ年間の長期ものであ
ります。協定利率が六分であります。
発行価格が百ドルについて九十五ドル
半でございまして、利回りが六分五厘
七毛といふことに相なっております。
それから残りの五百万ドルは三年も
の、四年もの、五年もの、三種類に分
かれております。これは三年ものが五
分の利率、四年ものが五分一厘二毛五

分、五年が五分二厘五毛、こう
いうことになっております。

○谷口委員 抵当物権のことは、この
前の前の国会で、公社法の一部を改正
した中ではつきりしておるのですが、
やはり電電公社の財産について先取特
権を持つといふような条件でござい
ますか。

○大橋説明員 大体今度の電電公社債
は国の保証債になっておるわけであり
ます。

○谷口委員 といふと前に電力会
社が世界銀行から四千五百万ドル借り
入れました、あのときと同じ条件でず
か。

○大橋説明員 電力会社の借りののは
おそろく借入金に当りまして、銀行から
借り入れた借入金に当りたものです。
私の方のボンドを売却いたしました
一般公衆から公募する、そういう形に
なっております。ものが違ふのです。

○谷口委員 向こうで公募されたので
すか。

○大橋説明員 さようであります。
ニューヨークにおいて公募いたしまし
た。

○谷口委員 抵当権といふ問題は日本
政府が一応保証するといふことになり
ますか。

○大橋説明員 政府が保証することに
なっております。

○谷口委員 外資の問題はさつききのロ
イアリティの問題とあわせて、ロイ
アリティの問題は公社直接の問題
ではありませんが、公社の関係
のメーカーの中に、大へんたぐさんの
利潤をそこから引き出される技術提携
があるわけですか。それから各会社にも
外資の入り方があるのではないかと思

うのです。そういう点で公社及び公社

関係の事業体の中にこういうふうな外
資が入つてくるということは、ある意
味では非常にいいように見えておるま
すけれども、日本の実情——軍事的に
占領されている実情の中では、経済的
にアメリカからアメリカの支配が非常
に強まるという問題がありまして、私
ども民族としては重大な問題だといふ
ふうにわれわれは考へておるわけで
す。そういう点で今度の公社の場合も
二千万ドルを公募されたのであります
けれども、政府の保証といふことに
なつてきますとやはり重大な問題が起
こるのじやなからうか。特にさつきか
らまはらばらに触れてきたのですけれ
ども、まず利益金から出しますね。そ
れから外債があります。国内債もある
わけですが、それから電話公債という
もの、これは加入者から全部とっており
ます。つまり言いかえましますと加入者
利用者からの料金や金、それから外債
というものの、それから国家の設備投資
資金なんかを利用するといふ面もここ
に書いていらつしやいます、そういう
点で普通の事業会社と違つたような
形態を持つておつて、そしてそれが電
話の合理化、自動化、機械化、そうい
うことを、ずいぶん無理があるにもか
かわらずやつていって、その中で独占
のメーカーへ発注するといふ関係がで
きておるとしますと、今度の料金改定
問題を私どもは非常に簡単に見るわけ
にはいかなのです。この料金改定問
題は新しい自動化の方向をもつと拡大
していこうといふための方法の前提条
件を作られることであつて、料金その
ものはあまり上がったのじやないと私
は思つておるのです。だけれどもこう

いう方法に変えた場合、今の政策の中
では私どもは非常に不安に思つており
ますのは、つまり所得倍増計画の中で
やつていこうとする国家事業なり公共
事業なりを通じて国民大衆から金を集
める、外国から無理な金を借りてくる
といふことであつて、それを通じて経
済拡大をやるような資本蓄積をやつ
つあるという関係を持つてきますと、
当然そこに物価高も出てきますし、
従つてインフレーションの状況が出て
くると思つて、これはそういう料金
の問題と物価問題との間の矛盾が拡大
されて、必然的に現在の料金の状
況では追つつかない時期がくる。これ
はこの前の郵便料金とにきかぬ。これ
は言つて、非常に不安定ではありませ
んかといふことを郵政大臣に申し上げ
ましたら、大臣は五年くらい大丈夫だ
とおっしゃいましたけれども、今度の
皆さんの料金改定問題もすぐにも矛盾
にぶつかると、そういう内容を持つてい
るように思ふのです。だから、今度は
方法だけ変えて料金は上からぬけれど
も、おそろくその矛盾にぶつかつたと
きは現在の方法で直ちに料金を上げ
るという事態に、そんなに遠い時期で
ない時期にぶつかるといふじやないか、そ
ういふものを内包しているように思
ふのです。そこらの見通しは皆さん、ど
うでしょうか。

○大橋説明員 私どもはただいまの御
指摘のような心配はないつもりでこの
改正をやつておるわけでございます。
先ほどからしばしば問題になつてお
ります十カ年先の昭和四十七年度末ま
で、所定の計画がうまく円滑に実行さ
れた場合には、あるいはさらに将来新し
く拡張計画を大きくする必要がないと

いう事態が生じた場合には、かえって料金を下げるという問題が起こるかも知れません。私も、しかしその先のことまで今予想しているわけではございませんで、少なくともその四十七年度末までには特にこれがために料金を上げるという問題はまずないと考えております。

「上げぬでもうかつっているんだよ」と呼ぶ者あり」

○谷口委員 そうなんだ。現在上げなくともどつさりもうかつているのですから。それは郵便と違つてもうかるのだらうと思うのですけれども、それだけに事業体としてはもっと激しい回転があると思ふので、そう皆さんのようには安心はしておれぬと思ふわけがあります。ですからもしそういう状況であるとするれば現在の利益金も、昨日も言われておつたように料金引き下げという方向へとあなたもおっしゃるわけだが、そういう方向へ持つていくということを考えなければならぬというふうに思ふわけですね。そういうふうになることを私も非常に期待いたします。

それから詰まらぬことをお聞きいたしますが、住宅用の電話で共同電話というものがあつた。これはおそらく一本の回線で二人続いていると思ふのですが、あれは基本料金が同じですか。半分にならぬのですか。

○大泉説明員 今お話のありました共同電話は一般の単独電話よりも割引になつております。たとえて申しますと、単独の事務用は千円。これが住宅用の二共同ですと基本料が四百七十円になつております。

○谷口委員 その住宅用の基本料金と

いうものがあつて、そのまた割引で基本料が四百七十円と定められておりまして、これは一般の事務用単独から見れば割引になつてると申し上げたのであります。

○谷口委員 私はそれを言っているのじゃないのです。それはこの表に書いてありますから。事務用のも住宅用のものとは格差がありますね。それはわかつてはいるのです。けれども住宅用の中でも共同電話でない単独電話の場合と、共同電話の場合とは、共同電話の方が基本料金が安くなつてゐるのじゃないですか。

○大泉説明員 単独の住宅用は七百元でございます。

○谷口委員 最後に労働対策の問題です。これはこの委員会でもういふ問題になりましたが、今度の料金改定の問題では、先ほどから私申しましたように、サービスとしての料金が安くなつてゐるという方向を満たされもしないし、逆に安くなつたにしましても、それが国民全体の利益の方向にまじやなくて、大

事業会社がその恩恵を受けるという内容を持つてゐる。さらに公社の五カ年計画なり長期計画の中で考へていられる拡大あるいは自動化の方向の中では矛盾が起つていて、料金改定が逆に高くされるようなこともあるだろうと思ふのです。そういう本質を持ちながら大資本への奉仕の方向をとつてゐる。逆に労働者に非常に過酷な政策をとつていられるように思ふのです。きのう片平さんが「全電通の委員長であります、見えておりました、われわれは合理化政策には反対はしない

い、むしろ機械化され、自動化する方向はいいと思ふ。しかしそれが必然的に従業員に対する労働強化なり悪条件になつてくるという、つまり従業員の犠牲においてなされるという面があるからなかなか容易に賛成できないというところを言つていられます。ことしの春闘の中で、公社が電通労働組に對してしまつた政策にはまことに無理なものがある。むしろ逆に労働者側が公社の発展のために、たとえば要員の確保だとかあるいは労働条件の改善について、あるいは合理化の中でいろいろな労働者に及ぼされる問題を処理するための事前協議の要求を持ち出すという、そういう非常に同意のある要求をやつてゐるのに対して、従来の慣例を無視して弾圧するという政策をとられたことを、私は事実をその職場で見えておるわけですね。私はいつかこの委員会に申し上げましたが、そういう例をあげるとたくさんありますが、何と申しまして、合理化をやるにしろ、事業の拡大をやるにしろ、あるいは自動化をやるにしろ、あるいは計画を遂行するにしろ、とにかくそこで働いてゐる労働者の納得と、彼らの生活の安定という点には実際はできないと思ふ。そういう点では公社の今の考へ方なりあるいはとつてこれら政策というものは、まことに時代に逆行してゐるものじゃないかというところを思ふのです。この問題につきましても、今度の春闘はかつてない不当なことをやつた、保安委員まで置かずにやつた不当なやり方だと、大臣初め皆さんおっしゃつてゐる。特に副総裁もそういうふうにおっしゃつてゐるわけなんですけれども、しかし、保安委員まで置かないで

戦わなければならぬようにしたのは公社だ、そういうやり方なりあるいはそういう考へ方で労働政策なり労働組合に對する対策なんか考へていられるところにやはり問題があるのじゃないか。〔ひがんだことを言うもんじゃないよ〕とつぶやきあり。私はひがんでゐるのじゃない、日本の憲法に規定してゐる原則的なものを考えますと、今の作られております公共企業体の労働者に対する関係法なんかは、むしろその法律が間違ひでありまして、私はそういう観念を持つておるものであります。従つてああいうふうには追ひ詰められてきませんとやりますよ。だから私はそれは違法だとも何とも思つておるんですが、これは皆さんなかなか承服できないと思ふ。そういう方向に世の中は向いてきておる。私も若しきには、労働争議をやりますと、労働争議をやろうとか、ストライキをやろうと言つただけでくくられて刑務所には入り込まれたわけでありまして、あれから何十年の間に世界は発展しまして、現在は労働者の団結ということが当然の権利として認められておるような状況であります。こういう歴史的な流れの中で労働者の問題、あるいは労務管理、あるいは労働対策を考へていただかざると、常に問題が起るものじゃないか。そういう点までお考へになつて労働対策をおやりになりませんと、どんなに近代的な合理化をなさるあるいは機械化をなさりましても、いびつな封建的な労働管理が中に入りましますから、事業体としては非常に脆弱なものになると思ふ。この労働

管理の問題につきましても皆さんのいふ一応の御意見を私は聞いておきたいと思ふ。そうしませんと、この問題はさつき私が申しましたように、新しい方法をとり入れる料金改定でありまして、おそろく次の時期には料金そのものの改定という問題が必ず起つてくる、そういう矛盾を内包してあります。従つて労働者の問題がまことに問題としてこの計画遂行の中には出てくるわけでありまして、労働者に対する考へ方を古い考へ方でやつていられつと、常にことしの春闘のようなものが繰り返されるということになる。もしこの点について皆さんの考への上の御意見をお漏らし願へたら

けつこうだと思ひます。

○横田説明員 私どもの公共企業体といたしましては、昨年のこの委員会の席上でもたびたび申し上げましたように、お客さんへのサービスの向上、事業の発展、従業員の生活の向上、これをわれわれとしてははかつていこうというつもりを持つておる。その点でわれわれはいたしまして、できるだけ従業員の生活の向上をはかりたいというつもりは持つておる。同時に、これも社会的、客観的な標準、また独占公共企業体として一般の社会の人の容認する範囲内でできるだけやつていく、もちろん法的な制約の中で、当然法規に立脚してやつていくというところがわれわれの使命であらうと思つておる。そういうつもりで今後とも努力いたしたいと思つております。

なお労働関係につきましても、民主的な労働運動については弾圧するといふ意図は毛頭持つておりません。これ

ははつきり申し上げておきます。

○谷口委員 副総裁、あなたさうおっしゃいますが、この前私この委員会でも申し上げたのですけれども、たとえば京都の電話局で、あれは四月中の国交のところへ私ぶつかったのでありますが、あの状況なんか公社側はあまり常識的じゃない。というのは、それまであった慣行に基づいておとなしくいつているのを、その慣行を認めない、出ていけ、もしいかなかったら処分するぞということを理事者が言っている、局長が言っている。(前にやっではつきり答弁があったじゃないか、一事不再議だ)と呼ぶ者あり)局長に、それはあなた仲よくやってきたやり方の一つの習慣じゃないか、それです。うまいっておつたじゃないか、それを今さら新たにさういうことを言うのはよろしくないじゃないかということ。を私言いましたら、上の方から来て命令でやっている、こう言っているのです。上林山君はなかなか頭がいいから、私一度話したらちゃんと覚えておいてくれますが、つまり非常に明らかになことなんです。ところがそれをさういう方針でもって春闘に臨まれたのが私は今度の公社の方針じゃなかったかと思う。これはやはり公社がずいぶん無理です。慣行を認めないとかあるいは協定されたものを認めないとかいうことになりましたと、労働者の方は当然怒ります。これは労働運動ですからね。だからもし公社が今のような態度でやっていかれるとすれば、私思うのですけれども、おそらく公社は電通との間に無協約状態で今後やっていかなければならぬというような事態が起こりますよ。もつと労働運動についての現

在の段階における歴史的瞬間における労働者の権利の問題を、封建的な考え方なしに、現在の観点の上に立つて世界の歴史と現状としての理解がなければならぬ。そうでなかったら、私は、公社がどんなにばっておりまして、やはり一番重大な問題で常にどたごたが起ると思う。そこをやはりあなたはそんなふうにおっしゃいますけれども、私はつきりこの点を申し上げまして私の質問を一応終わります。これはやはり公社の重大問題として今後残ると思います。

○山手委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明十八日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとして、これにて散会をいたします。

午後五時五十五分散会

昭和三十六年五月二十三日印刷

昭和三十六年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局